

# 指 導 課

# 1. 医療計画について

## 都道府県医療計画の公示年月日(注1)

法施行日	第1次改正後～第3次法改正前(注2)			第3次法改正後 平10年4月1日～	第4次法改正後 平13年3月1日～		第5次法改正後 平19年4月1日～	次期計画予定
	昭61年8月1日～							
北海道	S63.4.1	H5.3.31	H10.3.27		H15.3.28		H20.3.28	
青森県	H1.5.17	H8.3.13		H12.8.11	H17.4.1		H20.7.18	
岩手県	S63.3.1	H4.3.31	H9.3.28	H12.2.18	H18.7.28		H20.4.18	
宮城県	H1.6.29	H5.8.10		H11.8.10	H15.8.19		H20.4.1	
秋田県	H1.5.6	H5.3.30	H10.3.27		H14.3.29	H19.3.30	H20.3.28	
山形県	S62.12.25	H4.12.25	H10.1.13		H15.2.7		H20.3.18	
福島県	S63.2.1	H5.3.12	H10.3.27		H15.3.28		H20.4.8	
茨城県	S63.10.31	H5.11.1		H11.4.8	H16.3.31		H20.3.31	
栃木県	S63.6.20	H5.6.25		H10.6.25	H15.6.25		H20.3.31	
群馬県	S63.6.17	H5.7.20		H12.3.31	H17.3.31		H20.3.31	平成22年度～
埼玉県	H1.3.1	H4.4.30	H9.3.21		H14.3.29		H20.2.22	
千葉県	S63.4.1	H3.4.1	H8.7.30		H13.12.28	H18.6.30	H20.4.18	平成23年度～
東京都	H1.2.25	H5.12.24		H10.12.22	H14.12.26		H20.3.28	
神奈川県	S62.2.20	H5.3.30	H9.2.18		H14.2.19		H20.3.28	
新潟県	S62.6.10	H4.6.26	H9.7.18		H13.3.30	H18.3.31	H20.12.26	平成23年度～
富山県	H1.3.31	H6.8.31		H11.11.1	H17.3.25		H20.3.31	
石川県	S63.4.5	H4.4.1	H9.4.1		H14.4.1	H19.4.1	H20.4.1	
福井県	S63.3.31	H5.3.31	H10.3.31		H15.3.31		H20.3.31	
山梨県	S62.12.26	H4.12.24	H10.1.19		H15.1.16		H20.3.27	
長野県	S62.12.3	H4.12.10	H9.12.8		H15.3.27		H20.3.31	
岐阜県	H2.12.18	H6.3.29		H11.3.31	H16.3.31		H20.3.25	
静岡県	S63.7.8	H3.4.1	H8.3.29	H12.3.7	H17.3.29		H20.3.28	平成22年度～
愛知県	H1.3.31	H4.8.31	H9.8.29		H13.3.30	H18.3.31	H20.3.28	
三重県	S63.12.27	H5.12.17		H10.12.25	H15.12.24		H20.3.28	
滋賀県	S63.4.1	H6.6.1	H10.3.27		H15.3.31		H20.4.1	
京都府	S63.4.8	H4.9.11		H11.4.30	H16.3.30		H20.4.4	
大阪府	H3.12.27	H9.10.24		H12.5.30	H14.12.27		H20.3.31	
兵庫県	S62.4.1	H4.4.1	H9.4.1		H13.4.1	H18.4.1	H20.4.1	
奈良県	S63.4.30	H5.4.23	H10.3.31	H10.12.25	H15.3.31			
和歌山県	H2.3.30	H5.10.8		H10.10.13	H15.4.25		H20.3.14	
鳥取県	S63.6.1	H5.3.26		H10.9.4	H15.4.22		H20.5.13	
島根県	H3.12.27	H4.11.10	H8.4.5	H11.8.31	H16.3.30		H20.3.28	
岡山県	S62.10.1	H4.9.29	H8.3.29		H13.3.30	H18.3.31	H20.3.28	平成23年度～
広島県	S62.7.20	H5.9.17	H9.2.17		H14.3.28	H19.3.29	H20.3.27	
山口県	S62.10.27	H3.5.21	H8.5.7		H13.8.21	H18.5.16	H20.5.27	平成23年度～
徳島県	S62.11.20	H4.9.1	H9.9.19	H11.10.15	H14.10.11		H20.4.22	
香川県	H2.12.28	H6.3.4		H11.3.30	H16.2.27		H20.3.28	
愛媛県	S63.4.1	H4.4.1	H9.6.24		H14.4.1		H20.4.1	
高知県	S63.3.31	H5.3.31	H10.3.31		H14.9.10		H20.3.31	
福岡県	H2.3.31	H7.3.31			H14.3.29		H20.3.31	
佐賀県	S63.4.1	H5.4.1	H8.4.1	H12.4.3	H15.4.1		H20.4.1	
長崎県	S63.3.31	H4.3.31	H9.3.31		H13.12.28	H18.3.31	H20.4.11	平成23年度～
熊本県	S63.5.20	H5.5.19		H10.5.19	H15.6.25		H20.4.1	
大分県	H1.3.31	H6.3.31		H11.3.31	H16.3.31		H20.3.31	
宮崎県	S63.3.23	H5.6.10		H10.11.6	H15.5.1		H20.4.1	
鹿児島県	S62.6.1	H4.8.31	H9.10.1		H14.10.1		H20.4.1	
沖縄県	H1.1.25	H6.3.18		H11.10.8	H16.8.20		H20.4.1	

注1) 医療圏、基準病床数等の一部だけの見直し公示は除く

注2) 第3次法改正前については、任意的記載事項の見直し(策定)公示日





## 医療計画に記載される医療機関であることが要件となる場合（概要）

### 医療法

#### ○ 診療所の一般病床設置（医療法施行規則第1条の14第7項）

次に掲げる診療所は、許可の代わりに届出によって一般病床が設置できる。

- ① 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- ② へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、例えば、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所

#### ○ 救命救急センター（平成19年7月20日指導課長通知）

医療計画において救命救急医療機関として位置付けられたものが救命救急センターとされる。

#### ○ 社会医療法人の認定（医療法第42条の2第1項第5号）

当該病院又は診療所の名称が、次に掲げる救急医療等確保事業に係る医療連携体制を構成するものとして、医療計画に記載されることが必要。

- ① 救急医療
- ② 災害時における医療
- ③ へき地の医療
- ④ 周産期医療
- ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む）

### 診療報酬

#### ○ 初診料における時間外加算の特例

次に掲げる保険医療機関であって都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関が特例の適用を受ける。

- ① 地域医療支援病院
- ② 救急病院又は救急診療所
- ③ 病院群輪番制病院、輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院

#### ○ 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算

次に掲げる保険医療機関であって都道府県が作成する医療計画に記載されてい

る救急医療機関において、緊急に入院を必要とする重症患者に対して救急医療が行われた場合に算定できる。

- ① 地域医療支援病院
- ② 救急病院又は救急診療所
- ③ 病院群輪番制病院、輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院

#### ○ 地域連携診療計画管理料・地域連携診療計画退院時指導料

脳卒中を対象疾患とする場合にあっては、各都道府県が作成する医療計画において脳卒中に係る医療提供体制を担う医療機関として記載されている保険医療機関であることが要件となる。

### その他

#### ○ 持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する際の贈与税の非課税措置

持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する際に贈与税が非課税となる基準に関し、平成 20 年 7 月に国税庁から通達が発出され、新たな基準が追加されているが、新基準においては、病院又は診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載されていることが要件となっている。

#### ○ 分娩施設に係る課税特例措置（不動産取得税）

周産期医療の連携体制を担うものとして医療計画に記載された病院、診療所又は助産所が新築・増改築をした際に取得した不動産（分娩関連部分）の不動産取得税について、価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が 2 年間（平成 22 年 3 月 31 日まで）講じられている。

# 社会医療法人の認定要件

## 1. 救急医療等の事業に関する要件

### 【主な要件】

- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、以下の実績を有していること 等

救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／初診料算定件数=20%以上、又は、夜間・休日救急車受入件数=年750件以上 ※ 精神科救急医療：年間時間外診療件数=人口万対2.5件以上
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと
へき地医療	へき地医療拠点病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療を行っていること
周産期医療	ハイリスク分娩加算=年1件以上、かつ、分娩件数=年500件以上、かつ、母体搬送受入件数=年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／乳幼児加算初診料算定件数=20%以上

## 2. 公的な法人運営に関する要件

### 【主な要件】

- 役員等についての同族性が排除されていること
- 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(出資持分がない)こと
- 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
- 理事等に対する報酬等について、支給の基準を定め、公開していること 等

相続税法第 66 条第 4 項の「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないもの」の基準

◎本基準に該当する場合には、贈与税は原則非課税。(該当しない場合には、個別判断により課税・非課税を決定)

○相続税法施行令第 33 条第 3 項の基準

- ① その運営組織が適正であるとともに、寄附行為・定款において、役員等のうち親族・特殊の関係がある者は 1 / 3 以下とする旨の定めがあること
- ② 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ③ 寄附行為・定款において、残余財産が国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属する旨の定めがあること  
(注) 持分の定めのない医療法人（基金制度を利用する医療法人を含む。）が該当
- ④ 法令に違反する事実、帳簿書類の偽装等の事実その他公益に反する事実がないこと

○医療法人に関する「その運営組織が適正である」かどうかの判定基準

改正前の基準（←特定医療法人を想定）	新基準を追加（平成 20 年 7 月国税庁通達）
・ 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80%以上	・ 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80%以上 ※ 改正前の「社会保険診療等」に介護保険及び助産に係る収入金額を追加
・ 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	・ 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
・ 医業収入が医業費用の 150%以内	・ 医業収入が医業費用の 150%以内
・ 役職員に対する報酬等が一人当たり 3,600 万円以下	・ 役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
・ 40 床以上又は救急告示病院（病院の場合） ・ 15 床以上及び救急告示診療所（診療所の場合）	・ 病院又は診療所の名称が 4 疾病 5 事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 ※ 「4 疾病 5 事業」とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、都道府県知事が特に必要と認める医療
・ 差額ベッドが全病床数の 30%以下	(なし)

※ このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。



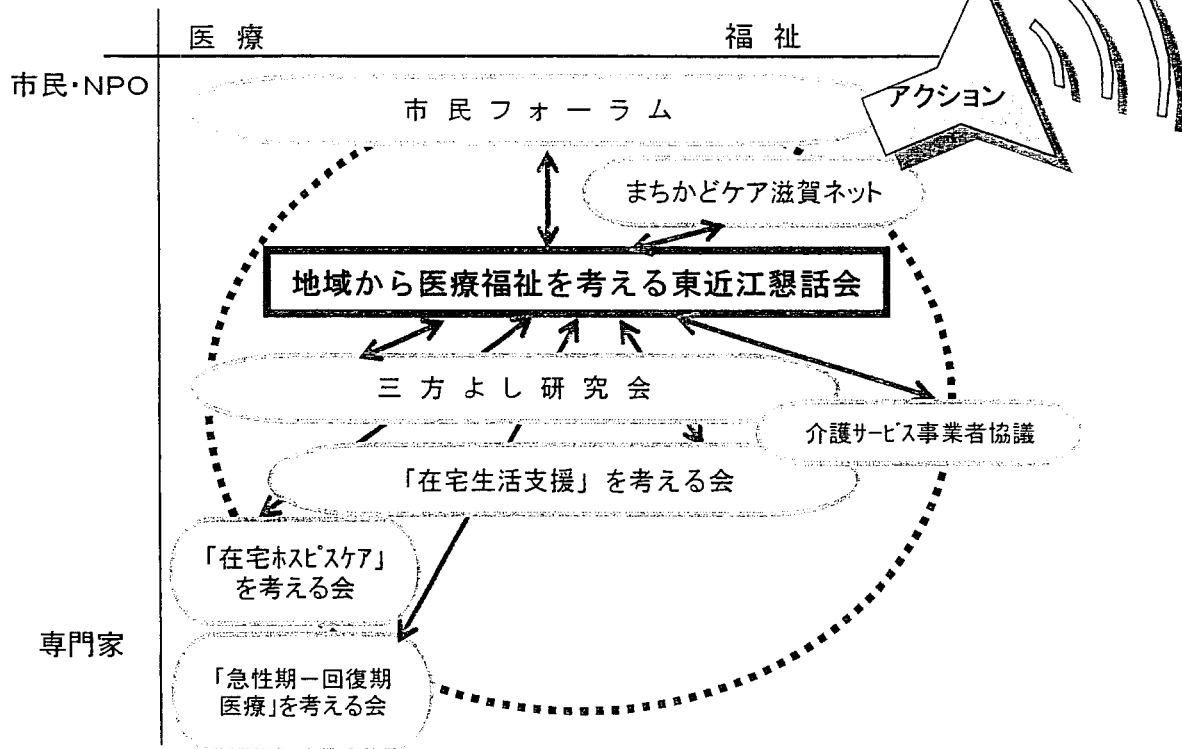
地域から医療福祉を考える懇話会取り組み状況

H21.2.25 現在

区 分		大津圏域	湖南圏域	甲賀圏域	東近江圏域	湖東圏域	湖北圏域	湖西圏域
設置状況	設置年月日	H20.11.26	H20.9.3		H20.12.11	H21.12.10	H21.2.3	H21.1.7
	構成員	15人 医師会、歯科医師会、薬剤師会、大津赤十字病院、大津市民病院、看護協会、健康推進員連絡協議会、女性団体連合会、自治連合会、民生委員児童委員協議会連合会、社会福祉協議会、介護支援専門員協議会、NPO、市健康保険部、市消防局	60人 湖南・甲賀管内医療機関従事者、行政関係者等		17人 市民、介護事業者、医療関係者、宗教家、行政	20人 医師会、湖東医療地域ネットワーク、介護保険事業者協議会、障害者自立支援協議会、訪問看護ステーション連絡協議会、住民代表、行政	24人 医療関係者、消防、講習会実践者、保育園等保護者、保育園長、行政関係者	11人 社会福祉協議会、福祉施設協議会、介護支援専門員連絡協議会、公立高島総合病院、マキノ病院、医師会、訪問看護ステーション、民生委員児童委員協議会連合会、健康推進員連絡協議会、介護者の会、地域包括支援センター
開催状況	日時	H20.12.19	①H20.9.3 ②H21.1.25 (湖南)		① H20.12.11 (調査 H21.2.1) ② H21.2.5	H21.2.20 準備会開催	H21.2.3	H21.1.28
	場所	大津合同庁舎	草津市立市民交流プラザ 等		保健所	保健所	地域振興局	保健所
	参加者	委員等	委員等		委員等	委員等	委員等	委員等
	内容	地域から考える医療福祉のあり方について	これからの地域医療連携のあり方を考える 等		私たちの暮らしは安心、安全、納得できているか 等	テーマの設定と懇話会の運営方法	小児救急医療に関する情報交換	湖西地域の医療福祉の特性などを基に意見交換
	広報の方法	保健所のHPで案内など	ちらし発送、医師会への案内		報道関係への資料提供	準備会のため行わない	議事録をHPで公開予定	保健所のHPで案内など
	公開状況	公開	公開		公開	—	公開	公開
今後の予定		未定	未定		第3回 H21.3.5	次年度に3～4回開催	開催結果により次回テーマを検討	未定

地域から医療福祉を考える東近江懇話会

2008.12.11

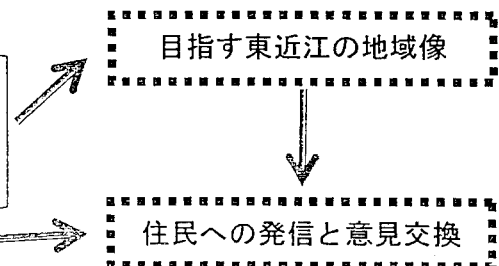


【「地域から医療福祉を考える東近江懇話会」で何をするの】

- I 地域で何が起きているか！？  
現状を知る
- II 背景 国や県のかかえている課題や動き  
制度や計画
- III 目指す東近江地域の姿 夢 希望は？
- IV 現状の立場を理解し合い、自分たちができることは何か
- V 解決の方向性・柱・・・国・県・市町・住民の取り組み事項  
住民啓発、理解  
地域医療福祉の質的、量的評価・分析
- VI 短・中・長期ビジョンと国・県・市町・地域住民の役割提案の発信

【タイムスケジュール(案)】

- ◇ H20年11月 4日 事前打ち合わせ会議
- ◇ H20年12月11日 第1回 東近江懇話会
- ◇ H21年 2月 日 第2回 東近江懇話会
- ◇ H21年 3月 日 第3回 東近江懇話会
- ◇ H21年 5月 日 第1回 フォーラム



## 2. 医療施設等の施設・設備整備事業

### 医療提供体制施設整備交付金の概要

#### I 予定額

平成21年度予定額  
9,860 百万円

#### II 要旨

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

#### III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

##### 医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

#### IV 交付対象

補助対象除外施設：公立分（全事業）、公的分（一部事業）

交付金対象事業区分		
休日夜間急患センター	小児医療施設	地震防災対策医療施設耐震整備
病院群輪番制病院	周産期医療施設	医療機器管理室
共同利用型病院	院内感染対策施設	内視鏡訓練施設
(地域)救命救急センター	看護師勤務環境改善	医療施設耐震整備
小児救急医療拠点病院	看護師宿舎	アスベスト除去等整備
がん診療施設	医療施設近代化施設	小児科・産科連携病院等病床 転換施設
医学的リハビリテーション施設	特殊病室施設	小児初期救急センター施設
不足病床地区病院	基幹災害医療センター	肝移植施設
特定地域病院	地域災害医療センター	院内助産所・助産師外来施設
共同利用施設（開放型病棟等）	治験施設	病院内保育所
看護師等養成所	歯科衛生士養成所	⑨地球温暖化対策
腎移植施設	病児・病後児保育施設	⑨救急ヘリポート

# 医療施設等 施設整備費補助金の概要

## I 予定額

平成21年度予定額  
501,540千円

## II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保など、国が特に責任を果たしていく必要があることから、離島を含むへき地に所在する医療施設等に対する補助制度は従前のおり存続させるもの。

## III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	補助率
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間）	1/2
へき地診療所（公立・公的・民間）	1/2
過疎地域等特定診療所（都道府県・市町村）	1/2
へき地保健指導所（都道府県・市町村）	1/3、1/2
研修医のための研修施設（民間）	1/2
臨床研修病院（民間）	1/2
医師臨床研修病院研修医環境整備（民間）	1/3
産科医療機関（公立・公的・民間）	1/3
離島等患者宿泊施設（公立・公的・民間）	1/3

# 医療提供体制推進事業費補助金の概要

## I 予定額

平成21年度予定額  
35,785百万円

## II 要旨

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療等の経常的な経費の補助を行うもの。

## III 補助制度の概念

### 医療計画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制推進事業費補助金」を各都道府県に交付

## IV 補助対象：設備整備費関係の抜粋

(注意): 公立分及び公的分が補助対象とならない事業も含まれている。

補助対象事業区分		
休日夜間急患センター	人工腎臓不足地域	NBC災害・テロ対策設備
病院群輪番制病院	小児医療施設	内視鏡訓練施設設備
共同利用型病院	周産期医療施設	小児科・産科連携病院等 病床転換設備
救命救急センター	看護師等養成所初度設備	小児初期救急センター設備
高度救命救急センター	看護師等養成所教育環境改善	院内助産所・助産師外来設備
小児救急医療拠点病院	理学療法士等養成所初度設備	医療機関アクセス支援車
小児救急遠隔医療設備	院内感染対策設備	在宅訪問歯科診療設備
がん診療施設	基幹災害医療センター	
医学的リハビリテーション施設	地域災害医療センター	
共同利用施設(高額医療機器)	歯科衛生士養成所初度設備	
H L A 検査センター	環境調整室	

# 医療施設等 設備 整備費補助金の概要

## I 予定額

平成21年度予定額

922,782千円

## II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保など、国が特に責任を果たしていく必要があることから、離島を含むへき地に所在する医療施設等に対する補助制度は従前のおり存続させるもの。

## III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	補助率
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間）	1/2
へき地診療所（公立・公的・民間）	1/2、3/4
へき地患者輸送車（艇）（都道府県・市町村）	1/2
へき地巡回診療車（船）（公立・公的・民間）	1/2
離島歯科巡回診療用設備（都道府県）	1/2
過疎地域等特定診療所（都道府県・市町村）	1/2
へき地保健指導所（都道府県・市町村）	1/3、1/2
へき地・離島診療支援システム（公立・公的・民間）	1/2
沖縄医療施設（公立・公的）	3/4
奄美群島医療施設（都道府県）	1/2
地域医療充実のための遠隔医療設備（公立・公的・民間）	1/2
臨床研修病院支援システム（公的・民間）	1/2
離島等患者宿泊施設設備（公立・公的・民間）	1/3
産科医療機関設備（公立・公的・民間）	1/2

3. 小児科における医療資源の集約化・重点化の推進状況について

		集約化・重点化の必要性の検討結果					新たな医療計画における医療連携体制の記載状況		
		必要性あり					集約化(及び重点化)		重点化等
		具体策を策定し実施		集約化の具 体策は継続 的な検討課 題、対応方 針を策定等	集約化は実 施しない・現 状では実施 できない	引き続き集 約化の必要 性を検討中	連携強化、 拠点化、機 能分担等を 図る医療機 関名を記載	具体策は継 続的な検討 課題等 <small>一重 点化等の医療機関名 を記載</small>	連携強化、 拠点化、機 能分担等を 図る医療機 関名を記載
		集約化 (及び重点化)	重点化						
1	北海道		◎					○	
2	青森県				○			○	
3	岩手県				○			○	
4	宮城県		◎					○	
5	秋田県				○			○	
6	山形県				○			○	
7	福島県			○			○		
8	茨城県	◎				○			
9	栃木県				○			○	
10	群馬県							○	
11	埼玉県				○			○	
12	千葉県							○	
13	東京都							○	
14	神奈川県							○	
15	新潟県				○				
16	富山県			○			○		
17	石川県				○			○	
18	福井県				○		○		
19	山梨県				○			○	
20	長野県			○			○		
21	岐阜県				○		○		
22	静岡県				○			○	
23	愛知県				○			○	
24	三重県				○			○	
25	滋賀県				○			○	
26	京都府							○	
27	大阪府	◎				○		○	
28	兵庫県	◎				○			
29	奈良県							○	
30	和歌山県		◎					○	
31	鳥取県				○			○	
32	島根県			○			○		
33	岡山県							○	
34	広島県	◎				○			
35	山口県	◎				○			
36	徳島県			○			○		
37	香川県				○				
38	愛媛県	◎				○			
39	高知県				○			○	
40	福岡県		○					○	
41	佐賀県		◎					○	
42	長崎県	○							
43	熊本県			○			○		
44	大分県		◎					○	
45	宮崎県			○			○		
46	鹿児島県				○			○	
47	沖縄県				○			○	
	合計	7	6	7	20	7	6	9	27

(注):平成20年10月1日現在

◎印は、集約化又は重点化計画(具体策)が策定済みであることを示す。

産科における医療資源の集約化・重点化の推進状況について

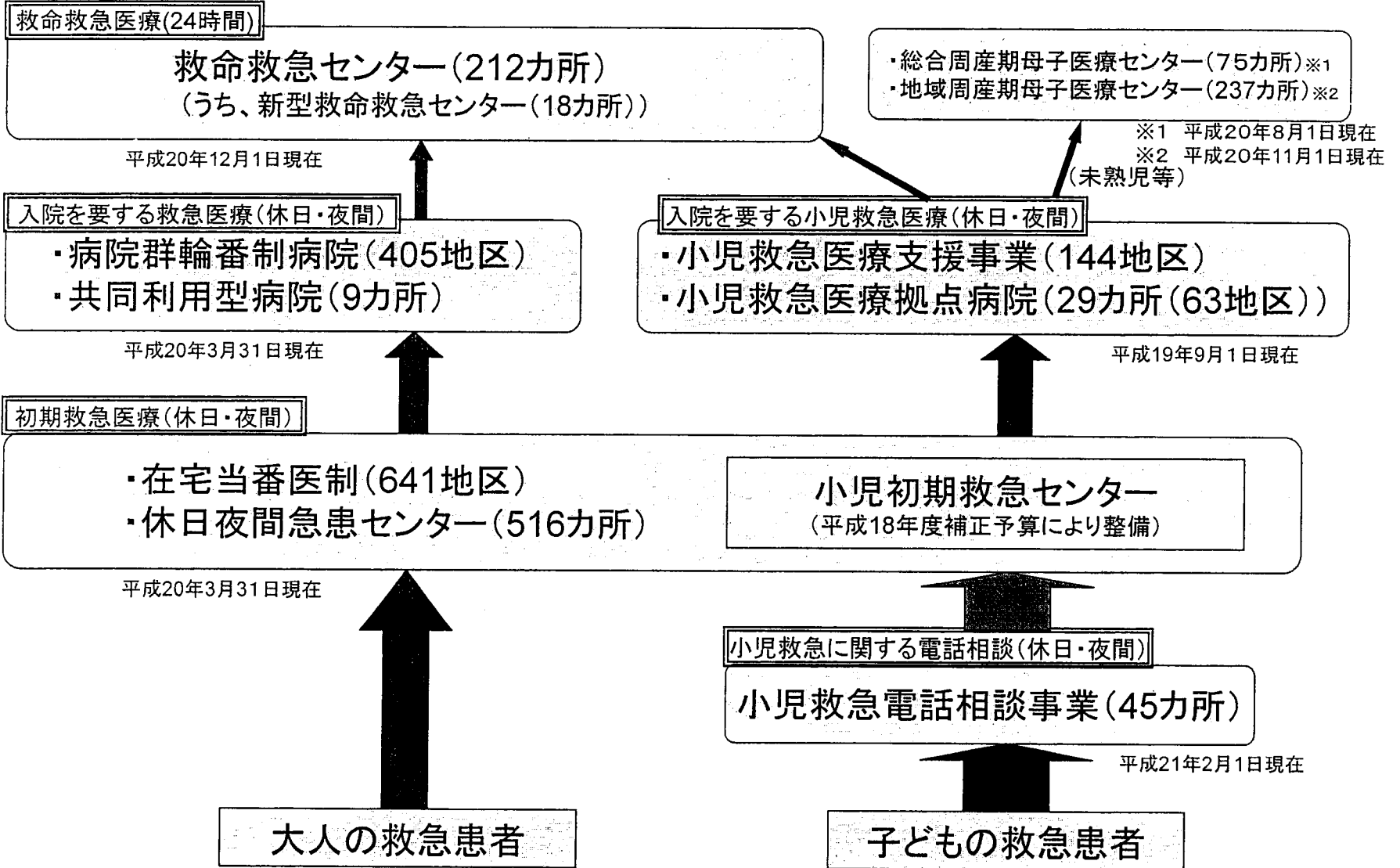
		集約化・重点化の必要性の検討結果					新たな医療計画における医療連携体制の記載状況		
		必要性あり					集約化(及び重点化)		重点化等
		具体策を策定し実施		集約化の具 体策は継続 的な検討課 題、対応方 針を策定等	集約化は実 施しない・現 状では実施 できない	引き続き集 約化の必要 性を検討中	連携強化、機 能分担等を 図る医療機 関名を記載	具体策は継 続的な検討 課題等 一重 点化等の医療機関名 を記載	連携強化、機 能分担等を 図る医療機 関名を記載
集約化 (及び重点化)	重点化								
1	北海道		◎					○	
2	青森県				○			○	
3	岩手県		◎					○	
4	宮城県	◎				○			
5	秋田県	◎				○			
6	山形県			○				○	
7	福島県			○			○		
8	茨城県				○			○	
9	栃木県				○			○	
10	群馬県	○							
11	埼玉県				○			○	
12	千葉県				○			○	
13	東京都							○	
14	神奈川県							○	
15	新潟県				○				
16	富山県				○			○	
17	石川県				○			○	
18	福井県				○			○	
19	山梨県							○	
20	長野県			○			○		
21	岐阜県	◎				○			
22	静岡県				○			○	
23	愛知県				○			○	
24	三重県				○			○	
25	滋賀県				○			○	
26	京都府							○	
27	大阪府		◎					○	
28	兵庫県		◎					○	
29	奈良県							○	
30	和歌山県				○			○	
31	鳥取県				○			○	
32	島根県			○			○		
33	岡山県							○	
34	広島県	◎				○			
35	山口県		◎					○	
36	徳島県			○			○		
37	香川県				○				
38	愛媛県			○			○		
39	高知県				○			○	
40	福岡県				○			○	
41	佐賀県		◎					○	
42	長崎県				○			○	
43	熊本県	◎				○			
44	大分県		◎					○	
45	宮崎県				○			○	
46	鹿児島県				○			○	
47	沖縄県				○			○	
	合計	6	7	6	22	6	5	33	

(注):平成20年10月1日現在

◎印は、集約化又は重点化計画(具体策)が策定済みであるものを示す。



# 4. 救急医療体系図



# 救急医療の充実

- ・管制塔機能の整備
- ・救急患者受入コーディネーターの普及等

- ・円滑な搬送
- ・適切な振分け
- ・確実な受入れ

## 第三次救急医療(救命救急医療)

救命救急センター(212カ所)  
 ※ドクターヘリ(15カ所) 平成21年2月18日現在

- ・情報開示と国民の理解
- ・転院等が可能な地域の体制確保
- ・施設内・外の連携構築のための専任者の配置等

## 第二次救急医療(入院を要する救急医療)

・病院群輪番制病院(405地区、3,166カ所)  
 ・共同利用型病院(9カ所) 平成20年3月31日現在

後方病院

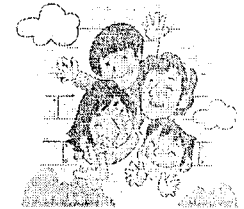
「出口の問題」の解消

転院・転床  
退院

## 初期救急医療

・在宅当番医制(641地区)  
 ・休日夜間急患センター(516カ所) 平成20年3月31日現在

地域の医療機関が連携しつつ、救急医療の提供体制を整備・充実  
 救急医療を担う医師の労働環境の改善



在宅  
社会復帰

救急利用の適正化

搬送

救急患者の発生

- ・住民への普及啓発
- ・小児救急電話相談事業(#8000)の拡充等

- ・地域の実情に応じた取組の支援
- ・救急医療を担う医師に対する手当の支援
- ・診療所医師の救急医療への参画の推進等

# 5. 管制塔機能を担う医療機関の整備(救急医療機能の拠点化)

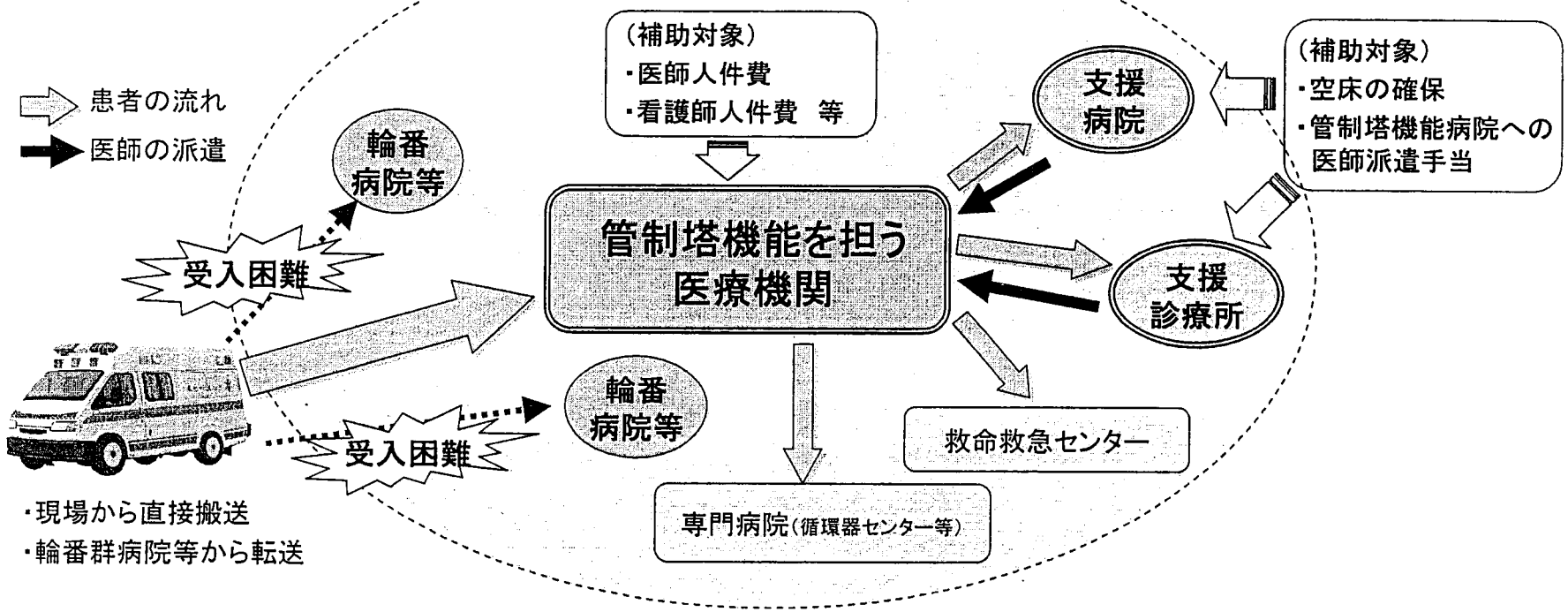
- 地域において安心できる(救急患者搬送が円滑に受け入れられる)救急医療体制を構築
- 患者の症状に応じた適切な医療を、医療機関が迅速に選択

## 管制塔機能を担う医療機関に期待される機能

- 都道府県と協力し、地域において救急患者搬送が円滑に受け入れられる第二次救急医療体制を構築するにあたり中心的役割を担う(調整機能を有する)
- 必要に応じ、患者を処置の上、支援医療機関や救命救急センター等に紹介
- 患者の重症度に応じ、診療優先順位を決定し、対応
- 地域の医師の応援派遣を受け入れ

## 支援医療機関の機能

- 管制塔機能を担う医療機関からの受入要請に対応する医療機関
- 必要に応じ、空床を確保
- 必要に応じ、管制塔機能を担う医療機関に医師を派遣



6. 救急医療施設等設置状況

平成20年3月31日

	休日夜間急患センター	在宅当番医制実施(地区数)	第二次救急医療体制			入院を要する救急医療施設	救命救急センター
			輪番制地区数	共同利用型地区等	合計		
北海道	14	41	21		21	128	9
青森	3	8	6		6	20	2
岩手	4	13	8		8	33	3
宮城	8	15	9		9	39	4
秋田	5	7	7		7	31	1
山形	10	8	2		2	7	2
福島	5	15	10		10	59	4
茨城	10	27	10		10	50	4
栃木	12	6	10		10	28	5
群馬	8	13	10		10	62	2
埼玉	28	26	16		16	135	6
千葉	22	18	20		20	147	9
東京	67	40	13		13	262	22
神奈川	46	14	14		14	161	12
新潟	13	11	12		12	63	4
富山	3	9	4		4	20	2
石川	2	9	1		1	65	2
福井	3	9	2		2	9	2
山梨	1	10	7		7	32	1
長野	9	16	10		10	51	7
岐阜	8	14	9		9	40	6
静岡	13	24	12		12	63	6
愛知	39	22	15		15	110	13
三重	11	8	11		11	33	2
滋賀	4	3	8		8	33	4
京都	11	5	3		3	86	3
大阪	39	0	11		11	249	13
兵庫	23	28	13		13	170	5
奈良	11	2	7		7	44	3
和歌山	6	2	5		5	38	3
鳥取	4	0	3		3	19	2
島根	2	9	6		6	21	3
岡山	3	24	5		5	24	3
広島	10	27	14		14	62	5
山口	9	19	9	1	10	41	4
徳島	2	10	7		7	38	3
香川	1	9	5		5	16	2
愛媛	6	13	6		6	45	3
高知	1	6	2		2	36	2
福岡	22	24	14		14	258	8
佐賀	7	8	5		5	59	2
長崎	2	13	9		9	61	1
熊本	2	15	10		10	42	2
大分	0	15	6	3	9	37	1
宮崎	4	9	5	2	7	10	2
鹿児島	1	17	8	3	11	112	1
沖縄	2	0	5		5	26	3
計	516	641	405	9	414	3,175	208

第二次及び第三次救急医療機関数の推移（平成11年～20年）

都道府県	第二次救急医療機関数										第三次救急医療機関数									
	11'	12'	13'	14'	15'	16'	17'	18'	19'	20'	11'	12'	13'	14'	15'	16'	17'	18'	19'	20'
北海道	114	113	106	127	117	113	127	127	127	128	6	7	7	8	8	9	10	10	10	9
青森	26	26	25	24	24	24	24	21	21	20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
岩手	40	39	40	43	40	40	41	41	43	33	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宮城	47	49	50	57	52	50	41	41	39	39	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4
秋田	12	12	13	15	13	16	20	20	20	31	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	7	7	7	7	6	7	7	7	7	7	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
福島	71	70	69	68	68	68	68	68	58	59	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
茨城	42	49	49	50	51	50	49	50	50	50	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4
栃木	26	25	26	26	27	27	27	29	28	28	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5
群馬	67	68	66	68	64	63	62	62	62	62	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
埼玉	140	140	142	142	154	157	149	140	135	135	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
千葉	180	174	168	161	160	151	151	151	147	147	7	8	8	8	8	8	8	9	9	9
東京	419	278	272	275	273	276	278	276	266	262	16	20	21	21	21	21	21	21	21	22
神奈川	205	198	192	187	184	177	171	171	171	161	7	7	7	7	7	7	7	8	11	12
新潟	70	68	68	67	65	65	67	66	64	63	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4
富山	17	19	19	19	19	19	20	20	20	20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
石川	11	12	11	11	11	11	11	11	11	65	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
福井	6	6	6	9	9	9	9	9	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
山梨	35	35	35	36	34	34	34	34	33	32	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	51	51	53	54	54	54	54	53	51	51	3	3	3	3	3	3	3	5	7	7
岐阜	45	45	45	45	45	45	44	44	40	40	4	4	5	5	5	6	6	6	6	6
静岡	77	79	73	72	68	64	63	63	62	63	4	4	4	5	5	6	6	6	6	6
愛知	120	121	118	118	115	116	115	115	113	110	8	8	8	9	11	12	12	12	12	13
三重	36	37	36	36	36	32	33	33	33	33	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
滋賀	23	23	23	23	24	24	24	23	23	33	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4
京都	97	95	92	93	91	91	90	89	87	86	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
大阪	108	110	254	261	257	255	273	271	265	249	9	9	10	10	10	10	10	10	10	13
兵庫	196	195	194	187	184	184	174	180	171	170	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5
奈良	47	47	47	45	47	47	45	45	45	44	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
和歌山	43	43	43	43	43	43	43	42	41	38	1	1	2	2	2	2	2	2	3	3
鳥取	19	19	21	20	21	21	21	21	19	19	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
島根	17	19	19	20	19	19	19	19	19	21	1	1	1	1	1	2	2	3	3	3
岡山	26	26	25	25	25	25	25	24	24	24	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
広島	63	60	61	63	61	64	65	63	63	62	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5
山口	45	45	45	44	43	43	43	42	42	41	2	3	3	3	3	3	3	4	4	4
徳島	30	25	25	25	25	25	23	22	22	38	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3
香川	17	17	17	15	17	17	17	17	17	16	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
愛媛	47	47	46	47	49	49	48	46	45	45	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高知	30	33	33	32	32	32	31	31	34	36	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
福岡	318	318	313	311	307	308	299	299	299	258	6	6	6	6	6	6	6	6	8	8
佐賀	79	72	68	61	61	60	57	56	58	59	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
長崎	40	40	40	40	41	41	42	42	42	61	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	42	42	43	43	43	43	43	43	42	42	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
大分	27	27	34	34	37	38	37	38	38	37	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鹿児島	136	133	130	122	123	123	121	114	112	112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	7	7	7	8	22	23	23	25	25	26	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3
計	3,331	3,174	3,279	3,289	3,271	3,253	3,238	3,214	3,153	3,175	142	151	158	165	170	176	178	189	201	208

※各年とも3月31日現在の数値を計上

7. 救命救急センター設置状況一覧

平成20年12月1日現在

都道府県	区分	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
北海道		旭川赤十字病院	S53.7.10	日赤	旭川市曙1条1丁目1-1	0166-22-8111
		独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	S58.3.1	国立病院機構	札幌市白石区菊水4条2丁目3-54	011-811-9111
		市立函館病院	S56.4.1	函館市	函館市港町1丁目10番地1	0138-43-2000
		市立釧路総合病院	S59.4.1	釧路市	釧路市春湖台1-12	0154-41-6121
		総合病院北見赤十字病院	H4.4.1	日赤	北見市北6条東2丁目1番地	0157-24-3115
		市立札幌病院	H5.4.1	札幌市	札幌市中央区北11条西13丁目	011-726-2211
		帯広厚生病院	H11.5.6	厚生連	帯広市西6条南8丁目1番地	0155-24-4161
		◎ 札幌医科大学医学部附属病院	H14.4.1	北海道	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111
		手稲溪仁会病院	H17.3.25	医療法人	札幌市手稲区前田一条12-1-40	011-681-8111
	青森県		青森県立中央病院	S56.9.25	青森県	青森市東道2-1-1
		八戸市立市民病院	H9.9.1	八戸市	八戸市大字田向字毘沙門平1番地	0178-72-5111
岩手県	◎	岩手医科大学附属病院	S55.11.1	学校法人	盛岡市内丸19-1	019-651-5111
		岩手県立久慈病院	H10.3.1	岩手県	久慈市旭町10-1	0194-53-6131
		岩手県立大船渡病院	H10.8.1	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111
宮城県		独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	S53.4.1	国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111
		仙台市立病院	H3.4.24	仙台市	仙台市若林区清水小路3-1	022-266-7111
		大崎市民病院	H6.7.1	大崎市	大崎市古川千手寺町2-3-10	0229-23-3311
	◎ 東北大学病院	H18.10.1	国立大学法人	仙台市青葉区星陵町1-1	022-217-7000	
秋田県		秋田赤十字病院	H10.7.1	日赤	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	018-829-5000
山形県		山形県立中央病院	H13.5.1	山形県	山形市青柳1800	023-685-2626
		公立置賜総合病院	H12.11.1	事務組合	東置賜郡川西町大字西大塚2000	0238-46-5000
福島県		いわき市立総合磐城共立病院	S55.4.1	いわき市	いわき市内郷御殿町久世原16	0246-26-3177
		財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	H1.9.23	財団法人	郡山市西ノ内2-5-20	0249-25-1188
		会津中央病院	S61.10.1	財団法人	会津若松市鶴賀町1-1	0242-25-1515
		福島県立医科大学附属病院	H20.1.28	福島県	福島市光が丘1	024-547-1111
茨城県		独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	S56.4.2	国立病院機構	東茨城郡茨城町桜の郷280番地	029-240-7711
		筑波メディカルセンター病院	S60.2.16	財団法人	つくば市天久保1-3-1	0298-51-3511
		総合病院土浦協同病院	H2.4.12	厚生連	土浦市真鍋新町11-7	0298-23-3111
		茨城西南医療センター病院	H12.4.1	厚生連	猿島郡境町2190	0280-87-8111
栃木県		済生会宇都宮病院	S56.5.11	済生会	宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500
		足利赤十字病院	H8.11.1	日赤	足利市本城3-2100	0284-21-0121
		大田原赤十字病院	H10.6.1	日赤	大田原市住吉町2丁目7番3号	0287-23-1122
		獨協医科大学病院	H14.4.1	学校法人	下都賀郡壬生町大字北小林880	0282-86-1111
		自治医科大学附属病院	H14.9.1	学校法人	下野市薬師寺3311-1	0285-44-2111
群馬県		独立行政法人国立病院機構 高崎病院	S58.2.1	国立病院機構	高崎市高松町36	027-322-5901
	◎	前橋赤十字病院	H11.4.1	日赤	前橋市朝日町3-21-36	0272-24-4585
埼玉県		さいたま赤十字病院	S55.7.17	日赤	さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
	◎	埼玉医科大学総合医療センター	S62.4.1	学校法人	川越市鴨田1981	049-228-3400
		深谷赤十字病院	H4.4.20	日赤	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1501
		防衛医科大学校病院	H4.9.1	防衛省	所沢市並木3-2	04-2995-1511
		川口市立医療センター	H6.5.1	川口市	川口市西新井宿180	048-287-2525
		獨協医科大学越谷病院	H10.5.11	学校法人	越谷市南越谷2丁目1番50号	048-965-1111
		埼玉医科大学国際医療センター	H20.6.12	学校法人	日高市山根1397-1	042-984-4111
千葉県	◎	千葉県救急医療センター	S55.4.23	千葉県	千葉市美浜区磯辺3-32-1	043-279-2211
		総合病院国保旭中央病院	S56.2.16	旭市	旭市イの1326	0479-63-8111
		国保直営総合病院君津中央病院	S59.3.31	事務組合	木更津市桜井1010	0438-36-1071
		亀田総合病院	S60.3.1	医療法人	鴨川市東町929	0470-92-2211
		国保松戸市立病院	S60.4.1	松戸市	松戸市上本郷4005	047-363-2171
		成田赤十字病院	S61.4.1	日赤	成田市飯田町90-1	0476-22-2311
		船橋市立医療センター	H6.5.13	船橋市	船橋市金杉1-21-1	047-438-3321
		日本医科大学千葉北総病院	H11.4.1	学校法人	印旛郡印旛村鎌苅1715	0476-99-1111
		順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	H17.7.1	学校法人	浦安市富岡2丁目1-1	047-353-3111
	東京都	◎	日本医科大学付属病院	S52.1.1	学校法人	文京区千駄木1-1-5
		独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	S51.4.1	国立病院機構	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111
		東邦大学医療センター大森病院	S53.4.1	学校法人	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151
◎		杏林大学医学部付属病院	S54.10.1	学校法人	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511
		都立広尾病院	S55.10.1	東京都	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181
		東京医科大学八王子医療センター	S55.6.1	学校法人	八王子市館町1163	042-665-5611
		武蔵野赤十字病院	S50.4.1	日赤	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111
		帝京大学医学部附属病院	S56.12.1	学校法人	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211
		日本医科大学多摩永山病院	S58.3.1	学校法人	多摩市永山1-7-1	0423-71-2111
		都立墨東病院	S60.11.1	東京都	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151
		東京女子医科大学病院	H1.4.1	学校法人	新宿区河田町8-1	03-3353-8111
		都立府中病院	H2.8.1	東京都	府中市武蔵台2-9-2	0423-23-5111
		駿河台日本大学病院	H3.4.1	学校法人	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711
		日本大学医学部附属板橋病院	H3.11.1	学校法人	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111
		公立昭和病院	H5.4.1	事務組合	小平市天神町2-450	0424-61-0052
		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	H7.7.1	国立病院機構	立川市緑町3256	0425-26-5511
		東京医科大学病院	H5.4.1	学校法人	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111
		昭和大学病院	H11.9.1	学校法人	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000
		東京女子医科大学東医療センター	H10.6.1	学校法人	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111
		聖路加国際病院	H9.9.16	財団法人	中央区明石町9-1	03-3541-5151
		青梅市立総合病院	H12.6.1	青梅市	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191

都道府県	区分	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
(東京都)		東京医科歯科大学医学部附属病院 日本赤十字社医療センター	H19.4.1 H20.10.31	国立大学法人 日赤	文京区湯島1-5-45 渋谷区広尾4-1-22	03-3813-6111 03-3400-1311
神奈川県		聖マリアンナ医科大学病院 独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター 北里大学病院 ◎ 東海大学医学部付属病院 昭和大学藤が丘病院 聖マリアンナ医科大学横浜西部病院 ◎ 横浜市立大学附属市民総合医療センター 国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院 川崎市立川崎病院 日本医科大学武蔵小杉病院 藤沢市民病院 済生会横浜市東部病院	S55.7.1 S57.8.2 S58.3.1 S59.3.31 S60.3.30 S62.5.25 H2.1.16 H17.7.1 H18.4.1 H18.12.1 H19.9.1	学校法人 国立病院機構 学校法人 学校法人 学校法人 学校法人 横浜市 国共済 川崎市 学校法人 藤沢市 済生会	川崎市宮前区菅生2-16-1 横浜市戸塚区原宿町3-60-2 相模原市北里1-15-1 伊勢原市下糟屋143 横浜市青葉区藤が丘1-30 横浜市旭区矢指町1197-1 横浜市南区浦舟町4-57 横須賀市米が浜通16-1 川崎市川崎区新川通12-1 川崎市中原区小杉町1丁目396 藤沢市藤沢2-6-1 横浜市鶴見区下末吉3-6-1	044-977-8111 045-851-2621 0427-78-8111 0463-93-1121 045-971-1151 045-366-1111 045-261-5656 0468-22-2710 044-233-5521 044-733-5181 0446-25-3111 045-576-3000
新潟県		長岡赤十字病院 新潟市民病院 新潟県立中央病院 新潟県立新発田病院	H9.9.1 S62.4.20 H9.8.1 H18.11.1	日赤 新潟市 新潟県 新潟県	長岡市千秋2-297-1 新潟市中央区鐘木463-7 上越市新南町205 新発田市本町1-2-8	0258-28-3600 025-281-5151 025-522-7711 0254-22-3121
富山県		富山県立中央病院 富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	S54.8.1 H9.4.1	富山県 厚生連	富山市西長江2-2-78 高岡市永楽町5-10	076-424-1531 0766-21-3930
石川県		石川県立中央病院 公立能登総合病院	S52.12.1 H12.5.1	石川県 事務組合	金沢市鞍月東2-1 七尾市藤橋町ア部6-4	076-237-8211 0767-52-6611
福井県		福井県立病院 公立小浜病院	S58.4.11 H19.10.1	福井県 事務組合	福井市四ツ井2-8-1 小浜市大手町2-2	0776-54-5151 0770-52-0990
山梨県		山梨県立中央病院	S51.11.1	山梨県	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111
長野県		昭伊南総合病院 長野赤十字病院 佐久総合病院 慈泉会相澤病院 ◎ 信州大学医学部附属病院 諏訪赤十字病院 飯田市立病院	S54.4.1 S56.10.1 S58.10.1 H17.4.1 H17.10.1 H18.10.1 H18.10.1	事務組合 日赤 厚生連 特定医療法人 国立大学法人 日赤 飯田市	駒ヶ根市赤穂3230 長野市大字若里5-22-1 佐久市臼田197 松本市庄2-5-1 松本市旭3-1-1 諏訪市湖岸通り5-11-50 飯田市八幡町438	0265-82-2121 0262-26-4131 0267-82-3131 0263-33-8600 0263-35-4600 0266-52-6111 0265-21-1255
岐阜県		岐阜県総合医療センター 岐阜県立多治見病院 総合病院高山赤十字病院 大垣市民病院 岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院 ◎ 岐阜大学医学部附属病院	S58.11.1 H2.11.1 H4.12.1 H6.10.1 H12.8.1 H16.11.1	岐阜県 岐阜県 岐阜県 大垣市 厚生連 国立大学法人	岐阜市野一色4-6-1 多治見市前畑町5-161 高山市天満町3-11 大垣市南類町4-86 関市若草通5-1 岐阜市柳戸1-1	058-246-1111 0572-22-5311 0577-32-1111 0584-81-3341 0575-22-2211 058-230-6000
静岡県		静岡済生会総合病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 県西部浜松医療センター 静岡赤十字病院 聖隷三方原病院 沼津市立病院	S55.7.1 S56.11.1 S57.10.15 H4.5.11 H13.9.17 H16.4.14	済生会 学校法人 浜松市 日赤 社会福祉法人 沼津市	静岡市駿河区小庭1-1-1 伊豆の国市長岡1129 浜松市中区富塚町328 静岡市葵区追手町8-2 浜松市北区三方原町3453 沼津市東権路字春の木550	054-285-6171 055-948-3111 053-453-7111 054-253-8381 053-436-1251 055-924-5100
愛知県		名古屋掖済会病院 独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター ◎ 愛知医科大学病院 藤田保健衛生大学病院 岡崎市民病院 豊橋市民病院 名古屋第二赤十字病院 小牧市民病院 愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院 社会保険中京病院 名古屋第一赤十字病院 半田市立半田病院 愛知県厚生農業組合連合会 豊田厚生病院	S53.5.23 S54.6.10 S54.7.1 S54.4.5 S57.3.1 H8.5.4 S59.4.1 H3.4.1 H14.5.1 H15.4.1 H15.5.1 H17.2.1 H20.1.1	社団法人 国立病院機構 学校法人 学校法人 岡崎市 豊橋市 赤十字 小牧市 厚生連 社団法人 日赤 半田市 厚生連	名古屋市中川区松年町4-66 名古屋市中区三の丸4-1-1 愛知郡長久手町大字岩作雁又21 豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98 岡崎市高隆寺町字五所合3-1 豊橋市青竹町字八間西50 名古屋市昭和区妙見町2-9 小牧市常普請1-20 安城市安城町東広畔28 名古屋市南区三條1-1-10 名古屋市中村区道下町3-15 半田市東洋町2-2-9 豊田市浄水町伊保原500-1	052-652-7711 052-951-1111 0561-62-3311 0562-93-2122 0564-21-8111 0532-33-6280 052-832-1121 0568-76-4131 0566-75-2111 052-691-7151 052-481-5111 0569-22-9881 0565-43-5000
三重県		山田赤十字病院 三重県立総合医療センター	S60.4.8 H6.10.1	日赤 三重県	伊勢市御園町高向810 四日市市大字日永5450-132	0596-28-2171 0593-45-2321
滋賀県		大津赤十字病院 長浜赤十字病院 済生会滋賀県病院 近江八幡市立総合医療センター	S57.3.24 S58.2.15 H8.4.1 H18.10.1	日赤 日赤 済生会 近江八幡市	大津市長等1-1-35 長浜市宮前町14-7 栗東市大橋2-4-1 近江八幡市土田町1379	077-522-4131 0749-63-2111 077-552-1221 0778-33-3151
京都府		京都第二赤十字病院 独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 京都第一赤十字病院	S53.1.21 S59.3.24 H9.11.10	日赤 国立病院機構 日赤	京都市上京区釜屋通丸太町上ル春茶町355-5 京都市伏見区深草向畑町1-1 京都市東山区本町15丁目749	075-231-5171 075-641-9161 075-561-1121
大阪府		◎ 大阪府立急性期・総合医療センター 関西医科大学附属滝井病院 大阪府済生会千里病院 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 近畿大学医学部附属病院 大阪府三島救命救急センター 大阪府立総合医療センター 大阪府立泉州救命救急センター 大阪府立中河内救命救急センター	S52.4.1 S54.3.1 H18.4.1 S56.1.10 S57.6.14 S60.11.1 H5.12.1 H6.10.3 H10.5.6	大阪府 学校法人 済生会 国立病院機構 学校法人 財団法人 大阪府 大阪府 大阪府	大阪市住吉区万代東3-1-56 守口市文園町10-15 吹田市津雲台1-1-6 大阪市中央区法円坂2-1-14 大阪狭山市大野東377-2 高槻市南芥川町11-1 大阪市都島区都島本通2-13-22 泉佐野市りんくう往来北2-24 東大阪市西岩田3-4-13	06-6692-1201 06-6992-1001 06-6871-0121 06-6942-1331 072-366-0221 072-683-9911 06-6929-1221 072-464-9911 06-6785-6166

都道府県	区分	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
(大阪府)	◎	大阪大学医学部附属病院	H12.4.1	国立大学法人	大阪府吹田市山田丘2-15	06-6879-5111
		大阪赤十字病院	H20.2.1	日赤	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111
		大阪警察病院	H20.2.1	財団法人	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051
		関西医科大学附属枚方病院	H20.2.1	学校法人	枚方市新町2-3-1	072-804-0101
兵庫県	◎	神戸市立中央市民病院	S52.1.1	神戸市	神戸市中央区港島中町4-6	078-302-4321
		兵庫医科大学病院	S55.4.1	学校法人	西宮市武庫川町1-1	0798-45-6111
		兵庫県立姫路循環器病センター	S56.9.29	兵庫県	姫路市西庄甲520	079-293-3131
		公立豊岡病院	S57.11.1	事務組合	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111
		兵庫県災害医療センター	H15.8.1	兵庫県	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-3131
奈良県	◎	奈良県立奈良病院	S57.9.24	奈良県	奈良市平松1-30-1	0742-46-6001
		奈良県立医科大学附属病院	H9.4.1	奈良県	橿原市四條町840	0744-22-3051
		近畿大学医学部奈良病院	H15.4.1	学校法人	生駒市乙田町1248-1	0743-77-0880
和歌山県	◎	日本赤十字社和歌山医療センター	S61.5.6	日赤	和歌山市小松原通4-20	073-422-4171
		和歌山県立医科大学附属病院	H12.6.1	和歌山県	和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300
		独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	H18.4.1	国立病院機構	田辺市たきない町27番1号	0739-26-7050
鳥取県	◎	鳥取県立中央病院	S55.9.16	鳥取県	鳥取市江津730	0857-26-2271
		鳥取大学医学部附属病院	H16.10.1	国立大学法人	米子市西町36-1	0859-33-1111
島根県	◎	島根県立中央病院	S55.1.1	島根県	出雲市姫原4-1-1	0853-22-5111
		松江赤十字病院	H16.4.1	日赤	松江市母衣町200	0852-24-2111
		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	H17.4.1	国立病院機構	浜田市黒川町3748	0855-22-2300
岡山県	◎	川崎医科大学附属病院	S54.1.1	学校法人	倉敷市松島577	086-462-1111
		岡山赤十字病院	S58.4.1	日赤	岡山市青江2-1-1	086-222-8811
		津山中央病院	H11.12.19	財団法人	津山市川崎1756	0868-21-8111
		◎	◎	◎	◎	◎
広島県	◎	広島市立広島市民病院	S52.7.1	広島市	広島市中区基町7-33	082-221-2291
		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	S54.10.1	国立病院機構	呉市青山町3-1	0823-22-3111
		県立広島病院	H8.5.1	広島県	広島市南区宇品神田1-5-54	082-254-1818
		広島大学病院	H17.4.1	国立大学法人	広島市南区霞1-2-3	082-257-5555
		福山市病院	H17.4.1	福山市	福山市蔵王町5-23-1	084-941-5151
山口県	◎	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	S55.3.1	国立病院機構	岩国市黒磯町2-5-1	0827-31-7121
		山口県立総合医療センター	S58.5.2	山口県	防府市大字大崎77	0835-22-4411
		山口大学医学部附属病院	H12.1.17	国立大学法人	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2007
		独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	H17.5.1	国立病院機構	下関市後田町1-1-1	0832-31-6216
徳島県	◎	徳島県立中央病院	S55.4.1	徳島県	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
		徳島赤十字病院	H14.4.1	日赤	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
		徳島県立三好病院	H17.8.29	徳島県	徳島県三好市池田町字シマ815-2	0883-72-1131
香川県	◎	香川県立中央病院	S56.1.10	香川県	高松市番町5-4-16	087-835-2222
		香川大学医学部附属病院	H13.11.1	国立大学法人	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111
愛媛県	◎	愛媛県立中央病院	S56.4.14	愛媛県	松山市春日町83	089-947-1111
		愛媛県立新居浜病院	H4.8.18	愛媛県	新居浜市本郷3-1-1	0897-43-6161
高知県	◎	市立宇和島病院	H4.4.1	宇和島市	宇和島市御殿町1-1	0895-25-1111
		◎	◎	◎	◎	◎
高知県	◎	高知赤十字病院	H6.11.10	日赤	高知市新本町2-13-51	088-822-1201
		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	H17.3.25	高知県・高知市病院企業団	高知市池2125-1	088-837-3000
福岡県	◎	北九州市立八幡病院	S53.10.1	北九州市	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565
		済生会福岡総合病院	S55.11.1	済生会	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151
		◎	◎	◎	◎	◎
		久留米大学病院	S56.6.1	学校法人	久留米市旭町67	0942-35-3311
		飯塚病院	S57.4.1	会社	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800
		福岡大学病院	H4.6.1	学校法人	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011
		北九州総合病院	H7.4.1	医療法人	北九州市小倉南区湯川15-10-10	093-921-0560
九州大学病院	H18.8.1	国立大学法人	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151		
佐賀県	◎	聖マリア病院	H18.8.1	医療法人	久留米市津福本町422	0942-35-3322
		◎	◎	◎	◎	◎
佐賀県	◎	佐賀県立病院好生館	S62.3.1	佐賀県	佐賀市水ヶ江1-12-9	0952-24-2171
		佐賀大学医学部附属病院	H17.9.1	国立大学法人	佐賀県佐賀市鶴島5-1-1	0952-31-6511
長崎県	◎	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	S53.3.15	国立病院機構	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
熊本県	◎	熊本赤十字病院	S55.3.1	日赤	熊本市長嶺南2-1-1	096-384-2111
		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	H15.8.1	国立病院機構	熊本市二の丸1-5	096-353-6501
大分県	◎	大分市医師会立アルメイダ病院	S54.4.1	大分市医師会	大分市大字宮崎1315	097-569-3121
		大分大学医学部附属病院	H20.5.1	国立大学法人	由布市挾間町医大ヶ丘1-1	097-549-4411
		大分県立病院	H20.11.1	大分県	大分市大字豊饒476	097-546-1111
宮崎県	◎	県立宮崎病院	S59.4.1	宮崎県	宮崎市北高松町5-30	0985-24-4181
		県立延岡病院	H10.4.1	宮崎県	延岡市新小路2-1-10	0982-32-6181
鹿児島県	◎	鹿児島市立病院	S60.1.1	鹿児島市	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101
沖縄県	◎	沖縄県立中部病院	S50.10.1	沖縄県	うるま市宇宮里208-3	098-973-4111
		浦添総合病院	H17.4.1	医療法人	浦添市伊祖4-16-1	098-878-0231
		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	H18.10.1	沖縄県	島尻郡南風原町字新川118-1	098-888-0123
計		212				

※「区分」欄の「◎」は高度救命救急センターである。

高度救命救急センター…21



8. 救急医療情報センター設置状況一覧

平成20年1月1日現在

都道府県名	センター(システム)名称	情報センター運営 開始年月日	広域災害システム 導入年月日
1 北海道	北海道救急医療・広域災害情報システム	S61.10.01	H11.10.01
2 青森県	青森県救急医療情報システム	S61.11.01	H10.11.01
3 岩手県	岩手県救急医療情報センター	S57.02.01	H13.04.01
4 宮城県	宮城県救急医療情報システム	S54.04.01	H15.12.01
5 秋田県	秋田県災害・救急医療情報センター	H09.04.01	H09.04.01
6 山形県	—	—	H16.04.01
7 福島県	福島県総合医療情報システム	H04.10.01	H10.04.01
8 茨城県	茨城県救急医療情報コントロールシステム	S53.08.01	H10.03.01
9 栃木県	栃木県救急医療情報システム	S55.10.01	H11.12.01
10 群馬県	群馬県広域災害・救急医療情報システム	S55.04.01	H10.04.01
11 埼玉県	埼玉県広域災害・救急医療情報システム	S56.04.01	H13.04.01
12 千葉県	千葉県広域災害・救急医療情報システム	S53.03.31	H11.11.01
13 東京都	東京都救急医療情報センター	S51.10.01	H12.03.01
14 神奈川県	神奈川県救急医療中央情報センター	S57.07.01	H12.04.01
15 新潟県	新潟県救急医療情報センター	H10.09.01	H10.10.01
16 富山県	富山県救急医療情報システム	S62.02.28	H11.07.01
17 石川県	石川県災害・救急医療情報システム	H09.01.27	H09.01.27
18 福井県	福井県救急医療情報センター	H11.05.01	H11.05.01
19 山梨県	山梨県救急医療情報センター	H元.04.01	H11.12.01
20 長野県	長野県広域災害・救急医療情報システム	S59.04.01	H11.10.01
21 岐阜県	岐阜県中央救急医療情報センター	S58.12.01	H13.10.01
22 静岡県	静岡県救急医療情報センター	H02.11.01	H11.12.01
23 愛知県	愛知県救急医療情報センター	S54.03.31	H10.06.01
24 三重県	三重県救急医療情報センター	S57.12.01	H10.03.10
25 滋賀県	滋賀県救急医療情報センター	S54.08.01	H11.12.01
26 京都府	京都府救急医療情報システム	S56.04.01	H14.04.01
27 大阪府	大阪府救急医療情報センター	S44.12.25	H13.03.31
28 兵庫県	兵庫県広域災害・救急医療情報システム	S56.01.07	H08.12.20
29 奈良県	奈良県救急医療情報センター	H54.04.01	H11.07.01
30 和歌山県	和歌山県広域災害・救急医療情報システム	S57.05.26	H11.04.01
31 鳥取県	鳥取県救急医療情報システム	H19.03.26	—
32 島根県	—	—	—
33 岡山県	岡山県災害・救急医療情報システム	H10.03.30	H11.07.30
34 広島県	広島県救急医療情報ネットワーク	S55.04.01	H09.10.01
35 山口県	山口県広域災害・救急医療情報システム	S56.03.25	H09.07.10
36 徳島県	徳島県救急医療情報システム	H12.06.01	H15.04.01
37 香川県	医療ネット讃岐	H07.09.09	H11.03.29
38 愛媛県	愛媛県広域災害・救急医療情報システム	H13.04.01	H13.04.01
39 高知県	高知県救急医療情報センター	S56.04.01	H15.07.01
40 福岡県	福岡県救急医療情報センター	S55.03.29	H16.04.01
41 佐賀県	佐賀県救急医療情報システム	S57.03.01	H11.01.01
42 長崎県	長崎県健康事業団救急医療情報センター	S55.01.23	—
43 熊本県	熊本県中央救急医療情報センター	S55.02.01	H10.08.01
44 大分県	大分県広域災害・救急医療情報システム	H11.01.04	H11.01.04
45 宮崎県	宮崎県広域災害・救急医療情報システム	H13.03.27	H13.03.27
46 鹿児島県	鹿児島県救急・災害医療情報システム	H19.03.27	—
47 沖縄県	—	—	—
	合 計	44	42

9. 小児救急電話相談事業実施状況

(平成21年2月1日現在)

	実施予定		事業開始 (実施予定) 年月日	実施日	実施時間帯	一般電話番号	携帯電話から 「#8000」接続の 可否	備考
	有	検討中						
	国庫補助 事業	事業						
1 北海道	○		H16.12.20	月～土	19:00 ~ 23:00	011-232-1599	○	
2 青森	○		H18.12.2	休日のみ	19:00 ~ 22:30	017-722-1152	○	
3 岩手	○	○	H16.10.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	019-605-9000	○	
4 宮城	○		H17.6.11	平日・休日	19:00 ~ 23:00	022-212-9390	○	
5 秋田	○		H18.10.2	平日・休日	19:30 ~ 22:30	018-884-3373	○	
6 山形	○		H19.3.1	月～土	19:00 ~ 22:00	023-633-0299	○	
7 福島	○		H19.7.27	平日・休日	19:00 ~ 翌朝8:00	024-521-3790	○	
8 茨城	○		H16.8.25	平日・休日	18:30 ~ 22:30	029-254-9900	○	
9 栃木		○	H17.11.15	平日・休日	19:00 ~ 23:00	028-600-0099	○	
10 群馬	○		H17.6.1	平日・土 日・祝日	19:00 ~ 0:00 9:00 ~ 0:00		○	
11 埼玉	○		H19.6.20	月～土 休日	19:00 ~ 23:00 9:00 ~ 23:00	048-833-7922	○	
12 千葉	○		H17.9.3	平日・休日	19:00 ~ 22:00	043-242-9939	○	
13 東京	○		H16.7.1	平日 休日	17:00 ~ 22:00 9:00 ~ 17:00	03-5285-8898	○	
14 神奈川	○		H17.7.1	平日・休日	18:00 ~ 22:00	045-722-8000	○	
15 新潟	○		H17.3.12	休日のみ	19:00 ~ 22:00	025-288-2525	○	
16 富山		○						休日夜間急患センターの付随業務として実施している。
17 石川	○		H16.9.11	平日・休日	18:00 ~ 23:00	076-238-0099	○	
18 福井	○		H17.4.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	0776-25-9955	○	
19 山梨	○		H19.8.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	055-226-3369	○	
20 長野	○		H18.12.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	0263-72-2000	○	
21 岐阜	○		H17.8.1	月～土 日・祝日	19:00 ~ 23:00 9:00 ~ 23:00	058-240-4199	○	
22 静岡	○		H18.7.1	平日・休日	18:00 ~ 23:00	054-247-9910	○	
23 愛知	○		H17.4.1	休日のみ	19:00 ~ 23:00	052-263-9909	検討中	
24 三重	○		H14.4.1	平日・休日	19:30 ~ 23:30	059-232-9955	○	
25 滋賀	○		H17.7.2	休日のみ	18:00 ~ 23:00	077-524-7856	○	
26 京都	○		H17.1.24	平日・日・祝日 土	19:00 ~ 23:00 15:00 ~ 23:00	075-661-5596	○	
27 大阪	○		H16.9.1	平日・休日	20:00 ~ 翌朝8:00	06-6765-3650	○	
28 兵庫	○		H16.11.21	月～土 日・祝日	18:00 ~ 0:00 9:00 ~ 0:00	078-731-8899	○	
29 奈良	○		H16.6.5	休日のみ	18:00 ~ 23:00	0744-21-1199	○	
30 和歌山	○		H17.10.2	平日・休日	19:00 ~ 23:00	073-431-8000	○	
31 鳥取	○		H21.2.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	03-5772-0576	○	
32 島根	○		H19.9.1	平日 休日	19:00 ~ 23:00 9:00 ~ 23:00	03-3478-1060	○	
33 岡山	○		H16.7.31	平日 休日	19:00 ~ 23:00 18:00 ~ 23:00	086-272-9939	○	
34 広島	○		H17.9.5	平日・休日	19:00 ~ 22:00	082-505-1399	○	
35 山口	○		H16.7.1	平日・休日	19:00 ~ 22:00	083-921-2755	○	
36 徳島	○		H19.6.16	平日・休日	18:00 ~ 23:00	088-621-2365	○	
37 香川	○		H17.1.29	平日・休日	19:00 ~ 23:00	087-823-1588	○	
38 愛媛	○		H20.1.1	休日のみ	19:00 ~ 23:00	089-913-2777	○	
39 高知	○		H19.12.15	休日のみ	20:00 ~ 翌日1:00	088-873-3090	○	
40 福岡	○		H16.10.30	平日・休日	19:00 ~ 23:00	093-662-6700 092-725-2540 0942-37-6116 0948-23-8270	○	
41 佐賀	○		H17.2.21	平日・休日	19:00 ~ 23:00	0952-30-1255	○	
42 長崎	○		H20.6.1	平日・休日	19:00 ~ 翌朝8:00	095-822-3308	○	
43 熊本	○		H17.6.1	平日・休日	19:00 ~ 0:00	096-364-9999	○	
44 大分	○		H17.4.1	月～土 日・祝日	19:00 ~ 翌朝8:00 9:00 ~ 17:00 19:00 ~ 翌朝8:00	097-503-8822	○	
45 宮崎	○		H17.11.3	休日のみ	19:00 ~ 23:00	0985-35-8855	検討中	
46 鹿児島	○		H19.8.20	平日・休日	19:00 ~ 23:00	099-254-1186	○	
47 沖縄		○						
計	43	2	2					

※「休日」には土日・祝祭日・年末年始の休暇を含む。

# 10. 救急医療体制の整備等

(厚生労働省)

(平成20年度予算額) (平成21年度予算案)  
 [ 9,989百万円 → 20,515百万円 ]

救急医療対策は、昭和52年度から、初期、二次、三次救急医療施設及び救急医療情報センターの計画的かつ体系的整備を推進してきた。しかし、救急患者の受入れに時間を要した事案が相ぐ等、多くの課題が残されている。このため、平成21年度においては、救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う医師の手当への財政的支援、平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制の整備などを実施し、救急医療体制の充実を図る。なお、体系的な救急医療体制の拡充整備、ドクターヘリ導入促進事業、小児科・産科医療体制の集約化・重点化、救急救命士病院実習受入促進経費、自動体外式除細動器普及啓発事業等の一部については、医療提供体制推進事業(統合補助金)358億円の内数となる。

- (1) 体系的な救急医療体制の拡充整備 [ 16,796百万円 ]
  - ① 小児救急電話相談事業 { 520百万円 }
  - ② 初期救急医療体制 ..... { 53百万円 }
    - ア. 小児初期救急センター運営事業(新規) ( 27百万円 )
    - イ. 小児救急地域医師研修事業(47か所 → 47か所) ( 26百万円 )
  - ③ 第二次救急医療体制 ..... { 7,587百万円 }
    - ア. 管制塔機能を担う医療機関に対する支援事業(新規) ( 5,114百万円 )
    - イ. 共同利用型病院(11地区) ( 123百万円 )
    - ウ. 小児救急医療支援事業(238地区 → 267地区) ( 1,291百万円 )
    - エ. 小児救急医療拠点病院(38か所 → 43か所) ( 866百万円 )
    - オ. ヘリコプター等添乗医師等確保経費 ( 2百万円 )
    - カ. 救急医療専門領域医師研修事業 ( 83百万円 )
    - キ. 救急医療支援センター運営事業(新規) ( 109百万円 )
  - ④ 第三次救急医療体制 ..... { 5,459百万円 }
    - ア. 救命救急センター(70か所 → 92か所) ( 4,859百万円 )
    - イ. 地域救命救急センター(6か所 → 7か所) ( 228百万円 )
    - ウ. 心臓病等の専門医確保経費(70か所 → 92か所) ( 192百万円 )
    - エ. 小児救急専門病床確保事業(10か所) ( 149百万円 )
    - オ. 重症外傷機能確保事業(7か所 → 7か所) ( 31百万円 )
  - ⑤ 休日・夜間において救急患者を受け入れる医療機関の勤務医確保事業(新規) ( 2,045百万円 )
  - ⑥ 救急医療情報センター等(47か所 → 46か所) { 1,042百万円 }
  - ⑦ 救急医療トレーニングセンター運営事業(新規) { 90百万円 }
- (2) ドクターヘリ導入促進事業(16か所 → 24か所) [ 2,066百万円 ]
 

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率等の向上を図るため、救命救急センターにドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を委託により配備する。
- (3) 小児科・産科医療体制の集約化・重点化 [ 107百万円 ]
 

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更(他科病床、他の診療機能など)を行う連携病院等を対象に支援を行う。
- (4) 救急救命士病院実習受入促進経費 [ 89百万円 ]
 

救急救命士の資質の向上を図るため、救急救命士の病院実習の受け入れ促進措置を講ずる。
- (5) 自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業 [ 46百万円 ]
 

非医療従事者がAEDを用いた積極的な救命活動が行われるよう講習の実施や普及・啓発等を行う。
- (6) 災害医療調査ヘリコプター運営事業 [ 10百万円 ]
 

災害発生時の被災地の医療調査を行うためのヘリコプターのチャーターに要する経費を措置する。
- (7) 災害拠点病院活動費 [ 10百万円 ]
 

災害派遣医療チーム(DMAT)が国主催の総合防災訓練に参加するために要する経費を補助する。
- (8) 災害派遣医療チーム研修事業(2か所 → 2か所) [ 67百万円 ]
 

災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の研修を実施する。
- (9) 広域災害・救急医療情報システム [ 16百万円 ]
 

災害時における全国ネットの災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う。
- (10) 国立病院等救急医療センター等(2か所 → 2か所) [ 33百万円 ]
 

交通事故による外傷患者に対応するため、国立病院(ナショナルセンター)に救急医療センター等を設置する。
- (11) 救急医療関係者研修経費 [ 21百万円 ]
 

救急医療に従事する救急専門医、看護師、救急救命士等の研修等を実施する。
- (12) 救急救命普及推進費 [ 3百万円 ]
 

国民に対し救急医療に関する知識の普及啓発を図る。
- (13) 周産期医療対策費 [ 1,252百万円 ]
 

出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に対する周産期医療体制の充実を図る。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 11. 消防法の一部を改正する法律案(仮称)の概要

傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関し意見を聴くため、消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置する等の改正を行う。

### (1) 実施基準の作成

- ① 都道府県は、消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を定めなければならない。
- ② 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - イ 傷病者の心身等の状況(以下「傷病者の状況」という。)に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
  - ロ イに掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
  - ハ 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
  - ニ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
  - ホ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
  - ヘ ニ及びホに掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
  - ト イ～ヘに掲げるもののほか、傷病者の搬送及び受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- ③ 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
- ④ 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、(4)に規定する協議会の意見を聴かななければならない。
- ⑤ 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- ⑥ ③～⑤については、実施基準の変更について準用する。

### (2) 総務大臣及び厚生労働大臣の援助

総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

### (3) 実施基準の遵守等

- ① 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。
- ② 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

(4) 実施基準に関する協議等を行うための協議会

① 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織するものとする。

② 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

イ 消防機関の職員

ロ 医療機関の管理者又はその指定する医師

ハ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

ニ 都道府県の職員

ホ 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

③ 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

④ 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

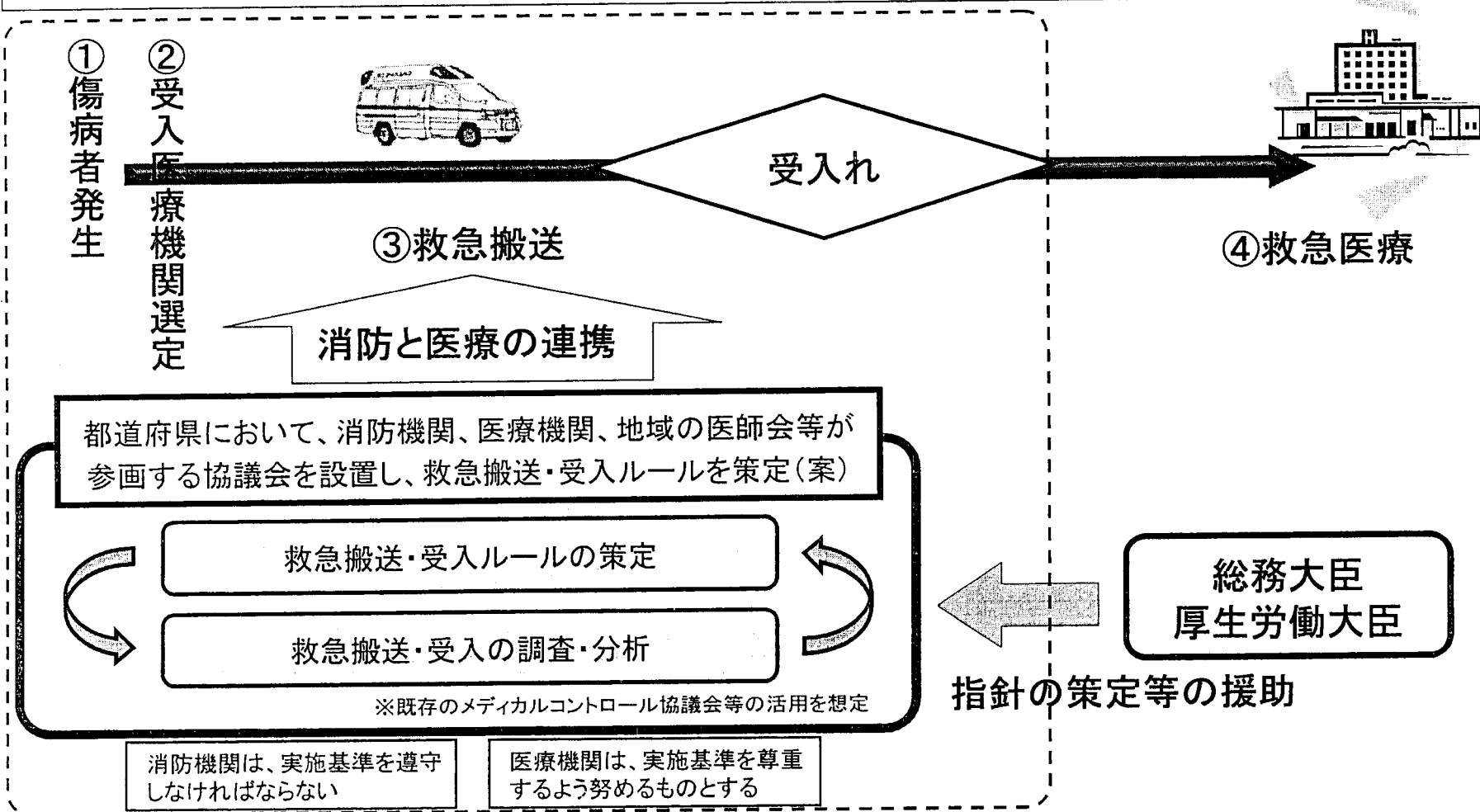
(5) 施行期日

公布の日から6月以内の政令で定める日

# 円滑な救急搬送・受入を確保するために必要な対策について

(消防法の一部を改正する法律案(仮称))

- 消防と医療の連携により、傷病者の搬送及び受入れを円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から、重要な課題となっている。
- このため、都道府県において、消防機関、医療機関、地域の医師会等が参画する協議会を設置し、救急搬送・受入ルールを策定することとする。



# 傷病者の搬送・受入れルール(案)

## 救急搬送・受入れルール

都道府県が策定する(医学的知見に基づき、かつ、医療計画との調和が保たれるように定める)

- ① 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール

総務大臣  
厚生労働大臣

指針の策定等の援助

協議会

意見

消防機関は、実施基準を遵守しなければならない

医療機関は、実施基準を尊重するよう努めるものとする

# 傷病者の搬送・受入れに関する協議会(案)

## 協議会

都道府県が組織する

### ① 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師（救命救急センター長など）
- ・ 診療に関する学識経験者の団体（地域の医師会）の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

### ② 役割

- ・ 救急搬送・受入ルールの協議
- ・ 救急搬送・受入の調査・分析など

※ 既存のメディカルコントロール協議会等の活用を想定



# 12. 「救急医療の今後のあり方に関する検討会」中間取りまとめの概要

平成20年7月30日  
医政局指導課

## 主な提言内容

### 安心と希望の医療確保ビジョン

#### 2 地域で支える医療の推進 (1) 救急医療の改善策の推進

##### ア 救急医療の充実

- ①量的充実
  - ・調査に基づく初期、二次、三次救急の更なる整備
- ②質的充実
  - ・管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の育成
  - ・医師等の交代勤務制の整備
  - ・地域全体の各医療機関の連携
    - 急性期を脱した患者を受け入れる病床の確保等
    - 救急患者の効率的な振り分け等
  - ・医療機関と消防機関との連携強化
    - 救急患者受入コーディネーターの配置等
  - ・住民との情報共有

##### イ 夜間・救急利用の適正化

- ①国民への普及啓発
  - ・夜間救急外来の適正利用等
- ②小児救急電話相談事業(#8000)の拡充等

### 第三次救急医療機関の充実

#### 救命救急センターに対する新しい評価

- ・求められる機能の明確化、第三者の視点・検証が可能な評価、地域特性等を勘案した評価項目を導入
  - ・交代勤務制を含む病院勤務医の労働環境改善に係る評価項目を追加
  - ・評価結果をできる限り詳細に国民へ情報提供
- 等

#### 救命救急センターの整備のあり方

- ・救命救急センターと同等の実績等がある施設であれば新たに救命救急センターとして位置づけ
  - ・ヘリコプター等による搬送やITの活用も検討
- 等

### 第二次救急医療機関の充実

#### 第二次救急医療機関の状況及び今後の整備

- ・地域の実情に応じた取組を支援
  - ・救急医療機関の連携を推進しつつ、第二次救急医療機関の機能の充実を図る
  - ・全ての第二次救急医療機関について、診療体制や活動実績に関する調査を実施し、診療実績に応じた支援を検討
- 等

夜間・休日の救急医療を担う医師に対する財政的な支援

### 救急搬送における課題と円滑な受入れ推進について

#### 医療機関と消防機関の連携

- ・病状に応じて適切な受入先医療機関・診療科に患者を振り分ける管制塔機能を整備
  - ・地域の実情に精通した医師等の救急患者受入コーディネーターの普及
  - ・小児救急電話相談事業(#8000)の拡充を検討
- 等

#### 円滑な受入れ推進に向けた対応

- ・診療所医師の夜間・休日の外来診療や救急医療への参画を推進
  - ・院内トリアージを適切に行える医療従事者の育成と配置
  - ・救急医療体制の現状や転床・転院等に関する国民に理解を求める
- 等

・ER型救急医療機関については、まず正確な実態把握を行う

## 13. 救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会 報告書概要

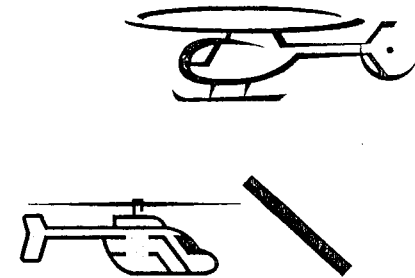
「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の成立・施行(平成19年6月)に伴い、ドクターヘリ運航のための助成金交付事業や、ドクターヘリの全国的な配備のあり方について検討

### 助成金交付事業に関する制度のあり方

- ・法第9条に基づく法人の登録に関する基準
- ・助成金交付事業の対象
  - ①基盤整備に要する費用、②運航に要する費用
  - ③運航円滑化のための費用、④調査研究に要する費用



助成金交付事業に係る登録に関する省令を制定(平成20年4月施行)



### ドクターヘリの配備のあり方

- ・救命救急センターまでの陸路による搬送時間が30分(ヘリの飛行距離で50~70kmに相当)を超える地域の人口規模が大きい場合には、ドクターヘリの配備について検討が必要(なお、人口規模は小さくとも、離島やへき地等については配慮が必要)
- ・人口規模が大きい地域では複数配備の検討も必要
- ・一般的には、同一都道府県における複数配備は、追加配備による効果・効率性等について検証等を行った上で、段階的に進めることが考えられる
- ・飛行範囲内に隣県が含まれる場合、複数の都道府県による共同運用の検討も必要
- ・他の機関(消防等)が運用するヘリコプターとドクターヘリとの役割分担や連携体制の構築も必要であり、医療機関と消防機関等との協議の場の活用等が必要

### ドクターヘリの運用のあり方



- ・ドクターヘリを配備した医療機関以外の医師を交代で搭乗させるといった複数の医療機関の共同運用方式
- ・効果的・効率的な運用のためには、関係者が協議する場等において、運航実績、救命効果等について継続的に検証し、改善に努めることが重要
- ・災害時のドクターヘリの運用方法について検討が必要
- ・安定的に運航を継続するためには、運航費用の確保のあり方についてさらに検討が必要

14. 平成20年度「救急の日」及び「救急医療週間」における行事実施状況

(各都道府県分)

都道府県	小児救急電話相談事業(※8000)の普及啓発その他小児救急の催し	ドクターヘリに関する普及啓発活動の実施	パンフレット等の配布	心肺蘇生法の実技講習	講習会、研修会等の実施	ポスターの作成及び掲示	新聞・テレビ等の広報	1日病院長、救急隊長等	救急医療功労者等の表彰	その他
北海道	小児救急医療講演会の実施(1か所1回)		○	○	○	○	○			HP掲載(1箇所)
青森県						○				
岩手県	小児・成人心肺蘇生法の実技指導(小児・乳児人形、成人人形を用いた心肺蘇生、AED実技指導)		○	○	○	○	○			DMAT及び救急蘇生(AED)に関するパネル展示(パネル数4枚) 県立東和病院職員を対象とした救急蘇生法等実技研修会は、9月2日から9月10日までに5回実施し65名が参加した。
宮城県			○	○		○	○	○	○	
秋田県	こども救急電話相談のポスター掲示		○	○		○				大看板1枚設置 救急フォーラム2008(県医師会主催)に講師派遣 消防庁及び厚生労働省作成の啓発用ポスターを関係機関に配布
山形県	一般公募した市民に対し、小児科医師の講話と救急隊員による小児と乳児を対象としたAEDの搬入・設置のためを含む心肺蘇生法の実技講習を実施		○	○	○	○	○		○	垂幕(1箇所1枚)、横断幕(2箇所2枚)、看板(1箇所1枚)、 救急協力医証の交付(165名)
福島県	小児救急電話相談事業のチラシを配布	県政広報媒体等において普及啓発活動を実施		○		○				
茨城県			○	○	○	○	○			
栃木県	小児救急電話相談事業の普及啓発 主に幼児保護者を対象とした幼児救急法講習会の実施			○	○	○	○		○	
群馬県	救急医療記念講演会来場者に、冊子(子どもの救急ってどんなとき?)・カード(群馬こども救急電話相談)を配布		○		○	○	○		○	
埼玉県	#8000広報(HP)					○	○		○	懸垂幕掲出(1箇所)
千葉県						○			○	
東京都			○				○		○	ポスター(1,200枚)
神奈川県	・シンポジウムの開催(県団体との共催) ※常時、小児救急電話相談事業についてホームページ掲載						○		○	
新潟県	・県庁舎及び地域機関庁舎において、来庁者等を対象に小児救急電話相談事業等に係る庁内広報放送を実施 ・小児救急電話相談事業及び小児救急冊子の普及啓発チラシの配布					○	○			AED普及啓発シールの作成・配布
富山県										情報ボードで「救急の日」及び「救急医療週間」のPRを実施
石川県	「こどもの救急」ガイドブックの作成・配布等									
福井県	・子ども救急医療電話相談事業啓発チラシを事務所内に設置		○			○				
山梨県			○							
長野県	#8000の周知(ラジオ・有線放送スポット、県広報誌)		○	○		○				
岐阜県			○	○	○	○				下呂市の集団救急災害訓練参加
静岡県	HPに掲載					○				
愛知県			○	○	○	○			○	
三重県						○				懸垂幕(1)
滋賀県			○	○	○	○				
京都府	・保護者を対象とした講習会の実施(3箇所) ・市町村主催のイベントへの啓発を目的とした出展(1箇所) ・#8000啓発用チラシの作成・配布		○	○	○	○	○		○	
大阪府	ポスター配布		○	○	○	○	○		○	知事救急病院視察
兵庫県	・リーフレットの配布 ・救急医療イベントでの刷度紹		○	○	○	○			○	
奈良県	パンフレットに小児救急について記載・配布		○			○				
和歌山県	「子どもの心肺蘇生法講習会」(3回実施)		○	○	○	○	○		○	応急手当体験コーナー、デモ・普及啓発活動
鳥取県							○			
島根県	・住民向け啓発冊子の配布 ・#8000の啓発(カード配布等)					○				
岡山県	「救急の日」の新聞広報で#8000を普及啓発 #8000の啓発用シールの配布(約40,000枚)	「救急の日」の新聞広報でドクターヘリを普及啓発				○	○		○	模擬訓練1回300人(市町村とあわせて数)
広島県			○	○	○	○	○		○	

山口県	広報紙への掲載			○	○	○	○		○	
徳島県	HPでの電話相談事業の紹介		○	○	○	○			○	救急医療週間外に救急法講習会・出前講座を実施
香川県										
愛媛県	CATVで#8000の普及啓発 リーフレットの作成及び報道課		○			○	○			
高知県						○				インフォメーションタワー(県庁電光掲示板)への掲載
福岡県				○	○	○	○		○	・懸垂幕、パネル等掲示(1箇所1枚) ・封筒に救急の日について記載
佐賀県						○	○			・県民日より、県ホームページでの広報活動
長崎県	小児救急電話相談のポスター、 名刺サイズ作成	市町が実施する防災訓練 への参加		○		○				
熊本県						○			○	
大分県		離島搬送訓練				○				
宮崎県	ビラ・カード・ポスター配布、 新聞広報		○			○	○		○	
鹿児島県						○			○	[※県と市町村を合算した数字] 懸垂幕(3)、横断幕(2)、 パネル掲示(1)、立看板(16)、 広報車による街頭宣伝(1)、 防災無線による放送(6)
沖縄県			○	○	○	○	○		○	・第4回県民救急・災害フォーラムの一環としてAED 普及啓発事業を実施 ・県庁前広場電光掲示板による救急医療週間の周知
計	26	4	24	22	20	40	23	1	23	

15. 救急救命士国家試験合格者の推移

H20.4.10 (第31回合格発表時点)

試験 (試験日)	受験者数	合格者数	合格率	合格者内訳							
				男女別		資格別					
				男性	女性	公的養成所 修了者		民間養成 所修了者	大学卒指 定科目者	法附則2 条特例者	外国免許保持 外国学校卒業者
						救急隊員	自衛隊員				
第1回 (H4.4.19)	4,301	3,177	73.9%	1,260	1,917	351	0	—	0	2,826	0
第2回 (H4.10.4)	1,040	739	71.1%	435	304	240	0	—	0	499	0
第3回 (H5.3.28)	1,563	1,162	74.3%	591	571	366	0	—	0	796	0
第4回 (H5.10.3)	1,583	1,143	72.2%	449	694	247	0	—	0	896	0
第5回 (H6.3.27)	1,751	1,173	67.0%	679	494	524	0	52	0	597	0
第6回 (H6.10.3)	1,295	730	56.4%	460	270	364	0	3	0	363	0
第7回 (H7.3.26)	1,492	1,001	67.1%	718	283	562	23	89	0	327	0
第8回 (H7.10.1)	1,150	763	66.3%	575	188	534	0	3	0	226	0
第9回 (H8.3.24)	1,475	1,132	76.7%	896	236	725	35	119	0	253	0
第10回 (H8.10.6)	1,094	764	69.8%	563	201	533	0	7	0	224	0
第11回 (H9.3.23)	1,402	1,104	78.7%	922	182	744	45	125	0	190	0
第12回 (H9.9.28)	937	705	75.2%	558	147	531	0	2	0	172	0
第13回 (H10.3.22)	1,379	1,132	82.1%	898	234	753	39	123	0	217	0
第14回 (H10.9.27)	938	710	75.7%	633	77	621	0	1	1	87	0
第15回 (H11.3.21)	1,366	1,059	77.5%	933	126	801	40	102	0	116	0
第16回 (H11.9.26)	985	737	74.8%	633	104	619	2	7	1	108	0
第17回 (H12.3.26)	1,534	1,304	85.0%	1,104	200	831	49	257	0	167	0
第18回 (H12.9.24)	903	744	82.4%	632	112	628	0	4	2	110	0
第19回 (H13.3.25)	1,471	1,261	85.7%	1,104	157	839	38	272	2	110	0
第20回 (H13.9.30)	878	738	84.1%	645	93	626	0	18	0	94	0
第21回 (H14.3.24)	1,490	1,325	88.9%	1,127	198	796	46	340	3	140	0
第22回 (H14.9.29)	796	695	87.3%	587	108	582	0	12	0	100	1
第23回 (H15.3.23)	1,535	1,379	89.8%	1,189	190	832	36	391	1	119	0
第24回 (H15.9.28)	808	697	86.3%	591	106	589	0	6	3	99	0
第25回 (H16.3.21)	1,831	1,594	87.1%	1,346	248	832	33	511	123	94	1
第26回 (H16.9.26)	844	690	81.8%	605	85	595	0	15	7	73	0
第27回 (H17.3.20)	1,913	1,688	88.2%	1,439	249	839	35	602	141	71	0
第28回 (H17.9.25)	793	675	85.1%	602	73	590	0	19	8	58	0
第29回 (H18.3.21)	1,967	1,786	90.8%	1,502	284	825	33	678	172	78	0
第30回 (H19.3.25)	2,404	2,081	86.6%	1,850	231	1,146	40	677	177	41	0
第31回 (H20.3.23)	2,523	2,022	80.1%	1,827	195	1,151	37	599	205	30	0
合計	45,441	35,910	79.0%	27,353	8,557	20,216	531	5,034	846	9,281	2

\* 公的養成所とは、法第34条第4号による施設（消防関係施設）及び同法第34条第2号による施設（防衛庁関係施設）のことをいう。

\* 平成20年12月現在の免許登録者数 35,504名

16. 救急救命士養成所一覧

平成20年4月現在

救急救命士法第34条第1号該当施設 修業年限2年以上（民間施設）

養成所名称	設置主体	課程 (年)	定員(入学定員) (名)	所在地	電話番号	設置年月日	備考
北海道ハイテクノロジー専門学校 救急救命士学科	学校法人 産業技術学園	3	100	北海道恵庭市恵み野北 2-12-1	0123(36)8990	平成4年4月1日	50名×2学級
吉田学園医療歯科専門学校 救急救命学科	学校法人 吉田学園	3	100	北海道札幌市南3条西1丁目	0120(607)033	平成19年4月1日	
国際メディカルテクノロジー専門学校 救急救命士科	学校法人 新潟総合学院	3	40	福島県郡山市方八町 2-4-19	024(956)0163	平成14年4月1日	
東洋パラメディカル学院 救急救命科	学校法人 東洋育英会	2	40	栃木県塩谷郡氏家町 大字馬場410番地	028(681)1301	平成14年4月1日	
太田医療技術専門学校 救急救命学科	学校法人 太田アカデミー	3	50	群馬県太田市東長岡町 1373	0276(25)2414	平成15年4月1日	
国際医療福祉専門学校 救急救命学科	学校法人 阿弥陀寺教育学園	2	80	千葉県千葉市中央区村田町 336-8	043(208)1600	平成10年4月1日	40名×2学級
湘央生命科学技術専門学校 救急救命学科	学校法人 湘央学園	2	40	神奈川県横浜市小園 1424-4	0467(77)1234	平成5年4月8日	
東京医薬専門学校 救急救命士科	学校法人 滋慶学園	3	40	東京都江戸川区東葛西6-16-2	03(3688)6161	平成19年4月1日	
新潟医療技術専門学校 救急救命士科	学校法人 新潟科学技術学園	3	40	新潟県新潟市上新栄町 5-13-3	025(269)3175	平成10年4月1日	
国際医療福祉専門学校七尾校 救急救命学科	学校法人 阿弥陀寺教育学園	3	40	石川県七尾市藤橋町西部1番地	043(208)1600	平成19年4月1日	
長野救命医療専門学校 救急救命学科	学校法人 成田会	3	40	長野県東御市田中66-1	0268-64-6611	平成18年4月1日	
東海医療工学専門学校 救急救命科	学校法人 セムイ学園	2	80	愛知県西加茂郡三好町 三好丘旭3-1-3	05613(6)3303	平成9年4月1日	40名×2学級
日本医療福祉専門学校 救急救命学科	学校法人 珪山学園	2	40	愛知県名古屋市中村区若宮町 2-2	052(482)8878	平成15年4月1日	
名古屋医専 救急救命学科	学校法人 モード学園	3 3	昼間部 夜間部 50 40	愛知県名古屋市中村区名駅 4-27-1	052(582)3000	平成20年4月1日	
東洋医療専門学校 救急救命士学科	学校法人 東洋医療学園	3 3	昼間部 夜間部 80 40	大阪府大阪市淀川区西宮原 1-5-35	06(6398)2255	平成12年4月1日	40名×2学級（昼間部）
大阪医専 救急救命学科	学校法人 モード学園	3 3	昼間部 夜間部 40 40	大阪府大阪市北区大淀中 1-10-3	06(6452)0110	平成12年4月1日	
神戸医療福祉専門学校 三田校 救急救命士科	学校法人 神戸滋慶学園	2	50	兵庫県三田市福島 501-85	0795(63)1222	平成9年4月1日	
福岡医健専門学校 救急救命科	学校法人 滋慶文化学園	3	80	福岡県福岡市博多区石城町 7-30	092(262)2119	平成16年4月1日	40名×2学級
公務員ビジネス専門学校 救急救命士学科	学校法人 教育ビジネス学園	3	100	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-29-8	092(441)0035	平成16年4月1日	50名×2学級
熊本総合医療福祉学院 救急救命学科	医療法人 弘仁会	2	40	熊本県熊本市小山町 920-2	096(380)0033	平成4年4月1日	
定員計			1,290				

救急救命士法第34条第2号該当施設 修業年限1年以上（防衛庁関係施設：養成対象は現職自衛隊員のみ）

養成所名称	設置主体	課程 (年)	定員 (名)	所在地	電話番号	設置年月日	備考
陸上自衛隊衛生学校 救急救命士課程	防衛省	1	25	東京都世田谷区池尻 1-2-24	03(3411)0151	平成6年4月1日	
自衛隊横須賀病院 救急救命士養成所	防衛省	1	20	神奈川県横須賀市長瀬 2-7-1	0468(41)7653 内線350	平成7年4月1日	
自衛隊岐阜病院 救急救命士養成所	防衛省	1	20	岐阜県各務原市 那加官有地無番地	0583(82)1101 内線2754	平成8年4月1日	
定員計			65				

救急救命士法第34条第4号該当施設 修業年限6ヶ月以上（消防機関関係施設：養成対象は現職消防隊員のみ）

養成所名称	設置主体	課程 (月)	定員 (名)	所在地	電話番号	設置年月日	備考
札幌市消防局 救急救命士養成所	札幌市	6 (下半年)	30	北海道札幌市西区八軒10条西 13丁目3-1	011(616)2262	平成5年9月1日	
埼玉県 消防学校救急救命士養成課程	埼玉県	6 (下半年)	30	埼玉県さいたま市桜区 上大久保519	048(853)9999	平成11年9月1日	
東京消防庁消防学校 救急救命士養成課程	東京消防庁	6 (下半年)	50	東京都渋谷区西原 2-51-1	03(3466)1511	平成3年9月1日	
救急救命東京研修所	財団法人 救急振興財団	6 (年2期制)	300 (年間 600)	東京都八王子市南大沢 4-5	0426(75)9945	平成3年8月29日	50名×6学級
横浜市 救急救命士養成所	横浜市	6 (上半期)	40	神奈川県横浜市南区中村町 4-274-8	045(253)6371	平成3年9月2日	
名古屋市 救急救命士養成所	名古屋市	6 (下半年)	30	愛知県名古屋市昭和区 御器所通2-16-1	052(842)7588	平成3年9月2日	
京都市消防学校 救急救命士養成課程	京都市	6 (下半年)	35	京都府京都市南区西九条 菅田町4番地	075(662)1216	平成5年9月1日	
大阪府立消防学校 救急救命士養成課程	大阪府	6 (下半年)	30	大阪府大東市平野屋 1-4-1	072(872)7151	平成4年4月1日	
大阪市消防学校 救急救命士養成課程	大阪市	6 (下半年)	50	大阪府東大阪市三島 188-1	06(6744)0119	平成3年9月2日	
兵庫県消防学校 救急救命士養成課程	兵庫県	6 (下半年)	50	兵庫県三木市志染町御坂1-19	0794(87)2920	平成17年10月1日	
広島市消防局 救急救命士養成所	広島市	6 (下半年)	40	広島県広島市西区都町 43-10	082(232)1580	平成5年9月9日	
救急救命九州研修所	財団法人 救急振興財団	6 (下半年)	200	福岡県北九州市八幡西区大浦 3-8	093(602)9945	平成7年4月1日	50名×4学級
定員計			885				
養成所総定員数			2,240				

【参考】救急救命士法第34条第3号該当施設（大学：指定科目履修）

養成所名称	設置主体	課程 (年)	定員 (名)	所在地	電話番号	備考
国士館大学 体育学部 スポーツ医科学科	学校法人 国士館	4	150	東京都多摩市永山7-3-1 (体育学部・多摩キャンパス)	042(339)7200	入学課：03(5481)3211
杏林大学 保健学部 救急救命学科	学校法人 杏林学園	4	40	東京都八王子市宮下町476 (保健学部・八王子キャンパス)	0426(91)0011	
帝京平成大学 情報学部及び健康行動学部の全科	学校法人 帝京平成大学	4	100	千葉県市原市潤井戸 2289	0436(74)5511	
千葉科学大学 危機管理学部 危機管理システム学科	学校法人 加計学園	4	20名程度	千葉県銚子市潮見町3番地	0479(30)4545	
倉敷芸術科学大学 生命科学部 健康科学科	学校法人 加計学園	4	5 2640	岡山県倉敷市連島町西之浦	086(440)1111	
東亜大学 医療工学部 医療工学科	学校法人 東亜大学学園	4	40名程度	山口県下関市一の宮学園町2-1	0832(56)1111	

## 17.平成19年救急・救助の概要(速報)のポイント

平成20年9月8日総務省消防庁

### 平成19年救急・救助の概要(速報)のポイント

#### 1 救急出場件数は増加し、搬送人員は減少

平成19年中の救急自動車による救急出場件数は、前年に比べて約3万3千件増加し、約527万件でした。

一方、搬送人員については、前年に比べて約9千人減少の約488万人となりました。搬送人員を事故種別ごとにみると、交通事故による搬送人員は約3万4千人減少し、急病による搬送人員は約2万6千人増加しています。

- ・ 救急自動車による救急出場件数及び救急搬送人員はそれぞれ527万982件(対前年比33,266件、0.6%増)、488万3,482人(同9,111人、0.2%減)でした。
- ・ 救急自動車は約6.0秒(前年と同じ)に1回の割合で出場しており、国民の約26人(前年と同じ)に1人が搬送されたこととなります。
- ・ 現場到着までの所要時間は全国平均で6.9分(前年6.6分)となっています。
- ・ 医療機関収容までの所要時間は全国平均で33.2分(前年32.0分)となっています。

#### 2 救急体制の充実と救急業務の高度化は着実に進展

平成20年4月現在、救急隊数は4,896隊と5,000隊に迫り、救急救命士の資格を有する消防職員は2万1千人を超えています。

また、救急救命士運用隊は全救急隊の88.2%にあたり、目標である「全ての救急隊に救急救命士が1人以上配置される体制」に着実に近づくとともに、救急救命士による応急処置内容・件数も充実してきています。

- ・ 救急隊数は4,896隊(対前年比50隊、1.0%増)、救急隊員数は59,194人(同22人、0.04%減)、うち、専任隊員19,730人(同104人、0.5%増)、兼任隊員39,607(同247人、0.6%減)人となっています。
- また、救急救命士有資格者数は21,816人(同1,748人、8.7%増)となりました。
- ・ 救急隊員(3人以上)のうち少なくとも1人が救急救命士である隊は、全国4,896隊のうち4,319隊(88.2%)となり、その割合は年々高まっています。
- ・ 器具による気道確保、除細動、静脈路確保及び平成18年4月より実施可能となった薬剤投与といった特定行為の処置件数も合計で83,983件にのぼり、対前年比7.0%増となっています。



### 3 市民による応急手当件数の割合は過去最高

消防機関の実施する応急手当普及講習の修了者数は年々増加し、平成 19 年中は 150 万人を超え、実際に救急搬送の対象となった心肺機能停止症例の約 39%において、市民により応急手当（胸骨圧迫（心臓マッサージ）・人工呼吸・AED（自動体外式除細動器）による除細動）が実施されています。

- ・ 応急手当普及講習の修了者数は、157 万 1,562 人となり、国民の約 81 人に 1 人が受講したこととなります。（前年は約 86 人に 1 人）
- ・ 市民による応急手当が実施された傷病者数は、全国の救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者数の 39.2%（対前年比 3.9%増）にあたる 43,277 人に及んでいます。

### 4 交通事故による救助出場件数、救助活動件数の割合が第 1 位

救助出場件数、救助活動件数のうち、交通事故による件数がともに第 1 位の割合（それぞれ、37.7%、33.2%）を占めています。

- ・ 平成 19 年中の救助出動件数は、全体で 8 万 311 件であり、交通事故によるものが 3 万 241 件（全体の 37.7%）で昭和 55 年以降、第 1 位の出動原因となっています。
- ・ 同様に、救助活動件数は、全体で 5 万 1,954 件であり、交通事故によるものが 1 万 7,220 件（全体の 33.2%）で昭和 58 年以降、第 1 位の活動種別となっています。

### 5 消防防災ヘリコプターによる救急出動件数が過去最高

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は年々増加し、平成 19 年中は過去最多の 3,168 件となりました。

- ・ 平成 19 年中の消防防災ヘリコプターによる全出動件数は 6,349 件であり、そのうち救急による出動件数が 3,168 件（全体の 49.9%、対前年比 406 件増）と過去最多を記録しました。

## <参 考>

### 平成 20 年上半期の救急出場件数等について

政令指定都市等における平成 20 年上半期（1月から6月まで）の救急出場件数等が前年同期と比較して減少していることを踏まえ、今般、全国の状況について調査を行ったところ、その概要は以下のとおりです。

#### 1 全国の救急出場件数等について

- ・ 平成 20 年上半期の救急出場件数は 250 万 4 件で、前年同期と比べて 8 万 9,848 件（3.5%）減少しました。
- ・ 救急搬送人員は 229 万 6,733 人で、前年同期と比べて 10 万 7,628 人（4.5%）減少しました。
- ・ 全国の 807 消防本部のうち、出場件数が減少した消防本部は 563 本部（69.8%）、増加した消防本部は 240 本部（29.7%）、増減がなかった消防本部は 4 本部（0.5%）でした。
- ・ 出場件数の減少率が全国平均（3.5%）以上であった団体は、北海道、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、高知県の 13 都道府県で、大都市部に多く見られる傾向がありました。
- ・ 減少した 563 消防本部に要因と思われる事由を質問したところ（複数回答）、「一般市民への救急自動車の適正利用等の広報活動」が 286 本部（50.8%）、「頻回利用者への個別指導と毅然たる対応」が 109 本部（19.4%）等となっています。

#### 2 政令指定都市等の救急出場件数等について

- ・ 平成 20 年上半期の救急出場件数は 86 万 6,520 件で、前年同期と比べて 4 万 5,974 件（5.0%）減少しました。
- ・ 救急搬送人員は 76 万 8,087 人で、前年同期と比べて 5 万 1,796 人（6.3%）減少しました。
- ・ 政令指定都市等の 18 消防本部のうち、出場件数が減少した消防本部は 16 本部（88.9%）、増加した消防本部は 2 本部（11.1%）でした。
- ・ 減少した 16 消防本部に要因と思われる事由を質問したところ（複数回答）、「一般市民への救急自動車の適正利用等の広報活動」が 12 本部（75.0%）、「緊急性のない利用者への代替措置情報の提供（民間事業者の活用）」が 6 本部（37.5%）等となっています。

救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査(平成20年3月11日総務省消防庁)  
重症以上傷病者搬送の状況(平成19年)

	都道府県	総救急搬送人員			重症以上搬送人員			c/a	集計不能本部
		(a)	うち 転院搬送 (b)	b/a	(c)	うち 転院搬送 (d)	d/c		
1	北海道	210,813	27,771	13.2%	24,626	6,946	28.2%	11.7%	4
2	青森県	39,225	5,803	14.8%	9,529	2,812	29.5%	24.3%	3
3	岩手県	41,119	5,290	12.9%	8,520	2,163	25.4%	20.7%	
4	宮城県	79,831	12,752	16.0%	12,898	3,739	29.0%	16.2%	
5	秋田県	34,425	3,073	8.9%	8,163	1,368	16.8%	23.7%	
6	山形県	36,982	4,185	11.3%	6,481	1,366	21.1%	17.5%	
7	福島県	67,990	6,074	8.9%	9,963	1,768	17.7%	14.7%	
8	茨城県	100,721	8,705	8.6%	12,184	2,596	21.3%	12.1%	
9	栃木県	64,260	7,546	11.7%	8,239	1,840	22.3%	12.8%	
10	群馬県	71,466	6,915	9.7%	9,617	2,153	22.4%	13.5%	
11	埼玉県	247,225	19,173	7.8%	25,661	5,270	20.5%	10.4%	
12	千葉県	238,817	21,970	9.2%	21,357	4,409	20.6%	8.9%	
13	東京都	630,855	36,160	5.7%	50,712	8,318	16.4%	8.0%	
14	神奈川県	352,857	22,286	6.3%	31,116	5,215	16.8%	8.8%	
15	新潟県	79,829	9,076	11.4%	12,206	2,658	21.8%	15.3%	
16	富山県	32,955	3,438	10.4%	4,303	852	19.8%	13.1%	
17	石川県	33,962	3,171	9.3%	6,084	1,224	20.1%	17.9%	
18	福井県	23,523	2,642	11.2%	4,501	1,008	22.4%	19.1%	
19	山梨県	32,140	2,767	8.6%	3,675	692	18.8%	11.4%	
20	長野県	77,111	7,939	10.3%	10,438	2,013	19.3%	13.5%	
21	岐阜県	71,268	5,978	8.4%	10,107	2,234	22.1%	14.2%	
22	静岡県	132,664	14,486	10.9%	12,413	2,386	19.2%	9.4%	
23	愛知県	263,708	20,385	7.7%	23,815	4,260	17.9%	9.0%	
24	三重県	70,810	5,776	8.2%	9,317	1,742	18.7%	13.2%	
25	滋賀県	49,855	2,822	5.7%	3,776	584	15.5%	7.6%	
26	京都府	109,845	5,778	5.3%	8,991	1,074	11.9%	8.2%	
27	大阪府	448,108	27,077	6.0%	11,704	1,124	9.6%	2.6%	
28	兵庫県	207,102	18,029	8.7%	19,523	4,297	22.0%	9.4%	
29	奈良県	55,187	5,565	10.1%	5,584	1,262	22.6%	10.1%	
30	和歌山県	44,697	3,894	8.7%	4,979	912	18.3%	11.1%	
31	鳥取県	20,393	2,401	11.8%	2,995	808	27.0%	14.7%	
32	島根県	25,083	2,719	10.8%	3,810	791	20.8%	15.2%	2
33	岡山県	70,544	8,310	11.8%	11,377	2,730	24.0%	16.1%	
34	広島県	105,381	13,351	12.7%	13,924	3,435	24.7%	13.2%	1
35	山口県	58,872	7,497	12.7%	7,276	2,143	29.5%	12.4%	
36	徳島県	27,781	3,778	13.6%	4,401	1,195	27.2%	15.8%	
37	香川県	40,225	5,282	13.1%	5,252	1,479	28.2%	13.1%	
38	愛媛県	54,811	6,528	11.9%	10,507	2,843	27.1%	19.2%	1
39	高知県	34,141	4,271	12.5%	5,980	1,469	24.6%	17.5%	
40	福岡県	190,820	21,743	11.4%	18,563	4,983	26.8%	9.7%	
41	佐賀県	29,127	5,570	19.1%	5,426	1,951	36.0%	18.6%	
42	長崎県	49,240	6,797	13.8%	9,208	3,107	33.7%	18.7%	
43	熊本県	66,971	8,616	12.9%	7,743	2,024	26.1%	11.6%	
44	大分県	42,923	8,607	20.1%	9,096	3,517	38.7%	21.2%	
45	宮崎県	35,005	6,044	17.3%	6,904	2,575	37.3%	19.7%	1
46	鹿児島県	63,814	11,063	17.3%	11,186	4,439	39.7%	17.5%	
47	沖縄県	53,998	5,374	10.0%	6,541	1,272	19.4%	12.1%	
	合計	4,918,479	454,477	9.2%	530,671	119,046	22.4%	10.8%	12

医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数(その1)

都道府県	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1 北海道	14,450	759	163	39	19	12	7	2					
2 青森県	6,334	316	50	11	3	1	2						
3 岩手県	5,501	303	70	18	4	3	1	1					
4 宮城県	6,266	1,000	460	206	111	59	47	18	25	17	4	3	3
5 秋田県	6,069	103	17	1									
6 山形県	4,871	203	25	10	2	1	1						
7 福島県	5,343	533	170	103	51	36	19	12	13	1	2	2	
8 茨城県	7,107	1,031	443	211	97	64	37	11	16	9	5	1	4
9 栃木県	5,087	733	296	138	66	36	15	8	7		3	3	
10 群馬県	6,195	747	268	116	70	24	18	8	5	3	3	2	2
11 埼玉県	15,913	2,544	1,258	644	331	236	143	82	61	35	29	26	22
12 千葉県	12,060	1,711	771	371	208	133	79	52	38	32	14	13	10
13 東京都	29,140	6,047	2,779	1,564	905	594	394	303	221	174	121	99	83
14 神奈川県	18,331	2,847	1,164	542	571	77	58	33	23	22	9	4	3
15 新潟県	7,345	552	181	74	38	22	19	6	3	2	1	2	1
16 富山県	2,514	153	25	4	1								
17 石川県	3,702	178	38	7	2	1							
18 福井県	1,938	41	3										
19 山梨県	2,358	97	32	17	8	2	8	2					1
20 長野県	6,839	295	59	14	9				1				
21 岐阜県	5,941	293	59	16	2	2							
22 静岡県	8,135	506	107	26	13	1	2						
23 愛知県	15,903	669	141	38	11	4	1	2	1	1	1		
24 三重県	4,983	447	162	46	19	21	15	5	6	4	1	2	1
25 滋賀県	2,098	467	68	17	3	2		1					
26 京都府	5,950	641	231	94	38	23	8	4	2	1			
27 大阪府	6,464	1,512	731	406	196	110	83	48	38	23	20	11	6
28 兵庫県	8,709	1,304	600	281	155	69	39	36	20	13	8	7	1
29 奈良県	2,729	578	300	188	110	77	37	36	18	20	13	10	2
30 和歌山県	3,252	223	70	43	17	5	7	1		1	1		
31 鳥取県	2,024	120	32	6	2	3							
32 島根県	1,897	59	11										
33 岡山県	6,638	711	221	74	41	19	7	2	2				
34 広島県	7,617	443	133	59	18	18	5	4	2		2	2	
35 山口県	4,503	287	80	24	10	1	1	1					
36 徳島県	2,512	210	70	13	12	3	2						
37 香川県	3,020	207	46	10	3	1						1	
38 愛媛県	7,176	339	74	19	5	3	3						
39 高知県	3,701	316	59	13	2								
40 福岡県	11,218	788	151	48	17	8	3						
41 佐賀県	2,915	344	111	58	15	13	6	3	1	1			
42 長崎県	4,485	338	84	36	12	1	1		2				
43 熊本県	3,025	157	38	9	3	1							
44 大分県	3,795	243	57	22	7	1							
45 宮崎県	2,987	349	123	35	20	8	1	2					
46 鹿児島県	5,347	534	158	59	23	6	2	3		2		2	
47 沖縄県	4,843	128	14	8	1								
合計	309,230	32,406	12,203	5,738	3,251	1,701	1,071	686	505	361	237	190	139

医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数(その2)

	都道府県	14	15	16	17	18	19	20	21～	計	4回以上	6回以上	11回以上	最大照回数	集計不能本部
1	北海道									15,451	79	21		8	9
2	青森県									6,717	17	3		7	
3	岩手県									5,901	27	5		8	1
4	宮城県	3	2	2	3	1	1	2	2	8,235	509	192	26	22	3
5	秋田県									6,190	1			4	3
6	山形県									5,113	14	2		7	
7	福島県		1	1				1		6,288	242	88	7	20	4
8	茨城県	1	2	1						9,040	459	151	14	16	1
9	栃木県		3	1			1			6,397	281	77	11	19	
10	群馬県	1	1			1				7,464	254	68	10	18	
11	埼玉県	8	12	10	3	5		2	12	21,376	1,661	686	129	35	
12	千葉県	7	8	5	1	3	2		3	15,521	979	400	66	33	5
13	東京都	60	39	35	32	17	18	16	94	42,735	4,769	2,300	614	50	
14	神奈川県	5	3	2		2	1	2	1	23,700	1,358	245	32	29	6
15	新潟県	1	1							8,248	170	58	6	15	2
16	富山県									2,697	5			5	3
17	石川県									3,928	10	1		6	2
18	福井県									1,982				3	3
19	山梨県								1	2,526	39	14	2	22	1
20	長野県									7,217	24	1		9	2
21	岐阜県									6,313	20	2		6	5
22	静岡県									8,790	42	3		7	4
23	愛知県									16,772	59	10	1	11	13
24	三重県		1							5,713	121	56	5	15	3
25	滋賀県									2,656	23	3		8	3
26	京都府	1								6,993	171	39	1	14	3
27	大阪府	9	7	6	1	1	3	1	6	9,682	975	373	71	40	6
28	兵庫県	4	3	3	1				1	11,254	641	205	28	21	10
29	奈良県	3	3		3	1	3		3	4,134	527	229	41	25	1
30	和歌山県									3,620	75	15	1	11	1
31	鳥取県									2,187	11	3		6	
32	島根県									1,967				3	2
33	岡山県									7,715	145	30		9	3
34	広島県									8,303	110	33	4	12	4
35	山口県									4,907	37	3		8	1
36	徳島県									2,822	30	5		7	1
37	香川県									3,288	15	2	1	12	1
38	愛媛県									7,619	30	6		7	1
39	高知県									4,091	15			5	2
40	福岡県									12,233	76	11		7	6
41	佐賀県									3,467	97	24		10	
42	長崎県									4,959	52	4		9	2
43	熊本県									3,233	13	1		6	4
44	大分県									4,125	30	1		6	5
45	宮崎県	1								3,526	67	12	1	14	4
46	鹿児島県		1							6,137	98	16	3	15	3
47	沖縄県									4,994	9			5	1
	合計	104	87	66	44	31	29	24	123	368,226	14,387	5,398	1,074		134

現場滞在時間区分ごとの件数(重症以上)

	都道府県	30分未満	30分以上	60分以上	90分以上	120分以上	150分以上	合計	集計 不能 本部
1	北海道	15,745	235	20	4	1	1	16,006	7
2	青森県	6,657	53	2			5	6,717	
3	岩手県	6,237	102	6	1			6,346	
4	宮城県	8,342	498	49	5	4	1	8,899	1
5	秋田県	6,759	30	4	2			6,795	
6	山形県	5,086	26	1				5,113	
7	福島県	8,074	109	7	3	1	1	8,195	
8	茨城県	7,851	313	15	7	1	1	8,188	2
9	栃木県	6,104	272	16	5			6,397	
10	群馬県	6,900	149	13	3			7,065	1
11	埼玉県	18,308	1,988	196	47	7	4	20,550	1
12	千葉県	13,821	1,268	108	21	9	3	15,230	5
13	東京都	38,542	3,723	428	66	25	17	42,801	
14	神奈川県	23,876	1,596	145	28	13	6	25,664	1
15	新潟県	7,678	219	13	7	2	1	7,920	2
16	富山県	3,432	17	1		1		3,451	
17	石川県	4,739	33	6	1		1	4,780	
18	福井県	3,684	14					3,698	
19	山梨県	2,927	50	5	1			2,983	
20	長野県	7,980	96	13	1			8,090	1
21	岐阜県	6,923	74	8	4	2		7,011	3
22	静岡県	8,860	131	14		1	2	9,008	3
23	愛知県	19,032	240	29	8	1	2	19,312	1
24	三重県	5,848	145	8		1	1	6,003	3
25	滋賀県	2,494	24	1	1	1		2,521	2
26	京都府	7,865	102	8	2	1	1	7,979	3
27	大阪府	9,727	440	24	7	3	1	10,202	3
28	兵庫県	12,572	521	28	2	1	1	13,125	5
29	奈良県	3,826	304	18	4	1	1	4,154	1
30	和歌山県	4,027	35	2	1	2		4,067	
31	鳥取県	2,163	23		1			2,187	
32	島根県	2,979	36	3			1	3,019	
33	岡山県	7,764	69	11	1	2	3	7,850	3
34	広島県	7,098	253	23	1		3	7,378	5
35	山口県	4,806	53	9	1	2	1	4,872	1
36	徳島県	3,180	22	2				3,204	
37	香川県	3,740	29	3	1			3,773	
38	愛媛県	8,760	56	5	3	1	1	8,826	
39	高知県	4,005	27	6		1		4,039	2
40	福岡県	12,817	93	16	5	1	1	12,933	3
41	佐賀県	3,041	47	2	1			3,091	1
42	長崎県	4,002	77	7				4,086	1
43	熊本県	4,026	61	10	1		2	4,100	4
44	大分県	5,422	79	12	1			5,514	2
45	宮崎県	3,596	76	6	1		1	3,680	3
46	鹿児島県	5,800	81	5	3	2	1	5,892	4
47	沖縄県	5,212	46	8	1	1	1	5,269	
	合計	372,327	13,935	1,316	252	88	65	387,983	74

「平成19年版 救急・救助の現況」

第2表 平成18年中消防防災ヘリコプター災害出動状況

区分	災害区分												計			
	火災			救助			救急			その他			管内	管外 応援	合計	
	管内	管外 応援	合計	管内	管外 応援	合計	管内	管外 応援	合計	管内	管外 応援	合計				
消防ヘリ	1 札幌市消防局	12	1	13	16	0	16	72	5	77	3	0	3	103	6	109
	2 仙台市消防局	45	1	46	36	2	38	23	7	30	24	0	24	126	10	136
	3 千葉市消防局	31	0	31	1	0	1	15	11	26	9	2	11	56	13	69
	4 東京消防庁	180	2	182	86	2	88	292	0	292	7	0	7	565	4	569
	5 横浜市消防局	82	1	83	2	4	6	0	0	0	11	0	11	95	5	100
	6 川崎市消防局	41	0	41	17	4	21	5	0	5	7	2	9	70	6	76
	7 名古屋市消防局	84	9	93	19	4	23	7	4	11	2	0	2	112	11	123
	8 京都市消防局	23	0	23	23	5	28	83	16	99	1	0	1	130	21	151
	9 大阪市消防局	22	0	22	1	0	1	4	0	4	1	0	1	28	0	28
	10 神戸市消防局	158	0	158	55	0	55	32	0	32	5	0	5	250	0	250
	11 岡山市消防局	21	5	26	8	1	9	28	1	29	5	0	5	62	7	69
	12 広島市消防局	28	11	39	29	4	33	26	47	73	5	0	5	99	62	161
	13 北九州市消防局	29	0	29	10	3	13	12	4	16	8	0	8	59	7	66
	14 福岡市消防局	79	1	80	23	4	27	36	12	50	5	0	5	145	17	162
小計	846	25	871	326	33	359	637	107	744	93	4	97	1,902	169	2,071	
道県ヘリ	1 北海道	4	0	4	33	0	33	91	0	91	8	0	8	136	0	136
	2 青森県	0	0	0	67	0	67	41	0	41	0	0	0	108	0	108
	3 岩手県	1	0	1	36	0	36	18	0	18	0	0	0	55	0	55
	4 宮城県	3	0	3	20	1	21	18	4	22	0	0	0	41	5	46
	5 秋田県	0	0	0	37	0	37	27	1	28	2	0	2	66	1	67
	6 山形県	1	0	1	57	0	57	44	0	44	4	0	4	106	0	106
	7 福島県	8	1	9	48	6	54	52	5	57	1	0	1	109	12	121
	8 茨城県	3	2	5	49	1	50	58	4	62	4	0	4	113	7	120
	9 栃木県	12	4	16	37	5	42	43	0	43	0	0	0	92	18	110
	10 群馬県	6	6	12	48	5	53	66	4	70	1	0	1	121	15	136
	11 埼玉県	19	8	27	31	4	35	34	12	46	4	0	4	88	24	112
	12 新潟県	0	0	0	35	0	35	29	2	31	22	0	22	87	2	89
	13 富山県	1	0	1	35	0	35	52	0	52	3	0	3	91	0	91
	14 石川県	0	0	0	26	10	36	28	5	33	2	0	2	56	15	71
	15 福井県	0	0	0	29	2	31	38	2	40	0	0	0	67	4	71
	16 山梨県	4	2	6	34	0	34	39	0	39	2	0	2	79	2	81
	17 長野県	9	1	10	60	2	62	126	2	128	19	0	19	214	5	219
	18 岐阜県	16	0	16	53	3	56	108	0	108	4	0	4	181	3	184
	19 静岡県	2	1	3	39	1	40	23	0	23	0	0	0	64	2	66
	20 愛知県	3	0	3	35	0	35	28	0	28	0	0	0	66	0	66
	21 三重県	4	0	4	23	5	28	27	5	32	0	0	0	54	10	64
	22 滋賀県	2	0	2	31	0	31	18	0	18	0	0	0	51	0	51
	23 兵庫県	5	0	5	17	0	17	83	0	83	2	0	2	108	0	108
	24 奈良県	0	0	0	17	0	17	12	3	15	1	0	1	30	3	33
	25 和歌山県	4	0	4	25	3	28	18	3	21	0	0	0	47	6	53
	26 徳島県	2	3	5	22	0	22	57	5	62	1	1	2	82	9	91
	27 高知県	3	1	4	9	6	15	81	10	91	6	0	6	99	17	116
	28 広島県	13	1	14	2	0	2	41	0	41	1	0	1	57	1	58
	29 山口県	5	0	5	21	0	21	19	0	19	3	0	3	48	0	48
	30 徳島県	6	2	8	20	0	20	18	9	27	0	0	0	44	11	55
	31 香川県	2	0	2	6	1	7	14	6	20	5	0	5	27	7	34
	32 愛媛県	0	5	5	14	0	14	17	13	30	0	0	0	31	18	49
	33 高知県	10	0	10	38	2	40	221	1	222	2	0	2	271	3	274
	34 長崎県	3	0	3	5	0	5	22	0	22	7	0	7	37	0	37
	35 熊本県	6	1	7	25	4	29	203	6	209	1	0	1	235	11	246
	36 大分県	3	0	3	23	0	23	16	1	17	0	0	0	42	1	43
	37 宮崎県	1	1	2	26	0	26	38	4	42	3	0	3	68	5	73
	38 鹿児島県	1	0	1	9	0	9	34	0	34	0	0	0	47	0	47
小計	163	39	202	1,142	61	1,203	1,902	116	2,018	111	1	112	3,318	217	3,535	
合計	1,009	64	1,073	1,458	94	1,552	2,539	223	2,762	204	5	209	5,229	386	5,606	

※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材、人員搬送等の出動で、火災、救助、救命出動以外の出動をいう。

## 18. 救急医療情報の把握・提供体制等に関する調査について（結果概要）

平成20年11月20日  
医政局指導課

### 1. 目的等

本年10月に東京都において産科救急患者が死亡するという事案を受け、同年10月27日に、各都道府県に対し、周産期母子医療センターの診療体制等の確認と改善の検討を要請する通知を発出した。

当該要請の中で、周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの運用状況を確認し、必要があれば適切に改善することを検討することとしている。

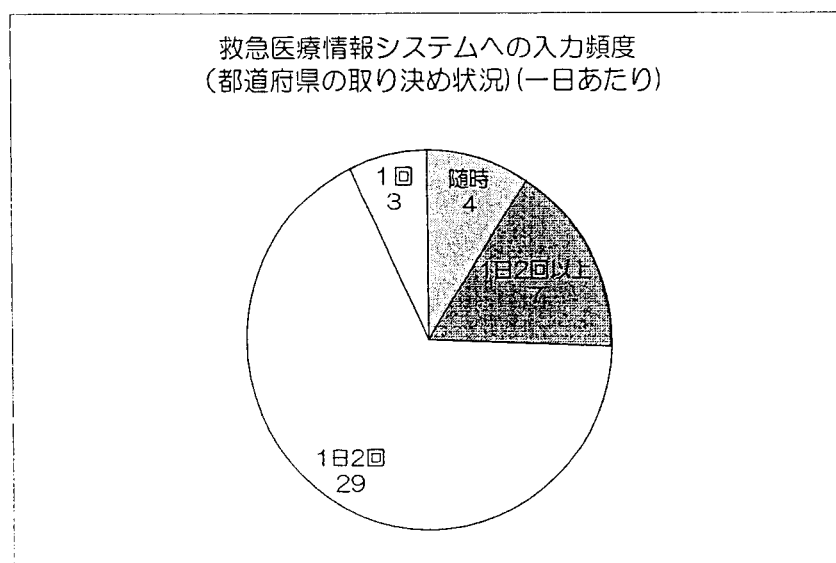
### 2. 結果（要点）

#### (1) 救急医療情報システム導入状況

救急医療情報システムについては、現在43県（都道府を含む）が導入している。

#### (2) 更新頻度

都道府県が医療機関に要請している救急医療情報システムの入力頻度については、「随時」が4県、「1日2回以上」が7県、「1日2回」が29県であり、大半が「1日2回」又はそれ以上を基準としている。

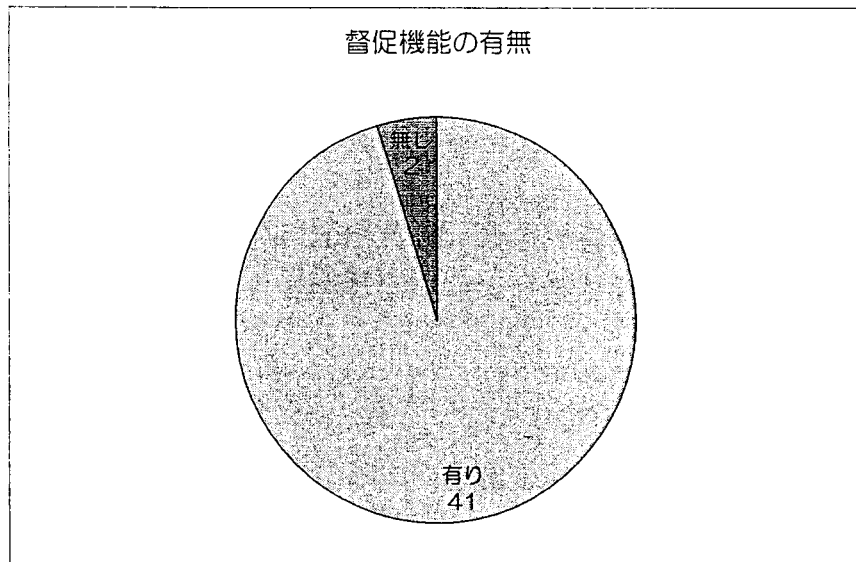


※「随時」とは、定時入力がなく、変更があればその都度入力しているもの



### (3) 督促状況

入力の督促状況については、「督促を行っている」が41県であり、その方法（複数回答）については、「救急医療情報センターの職員が行っている」が26県、「システムが自動的に行っている」が25県である。

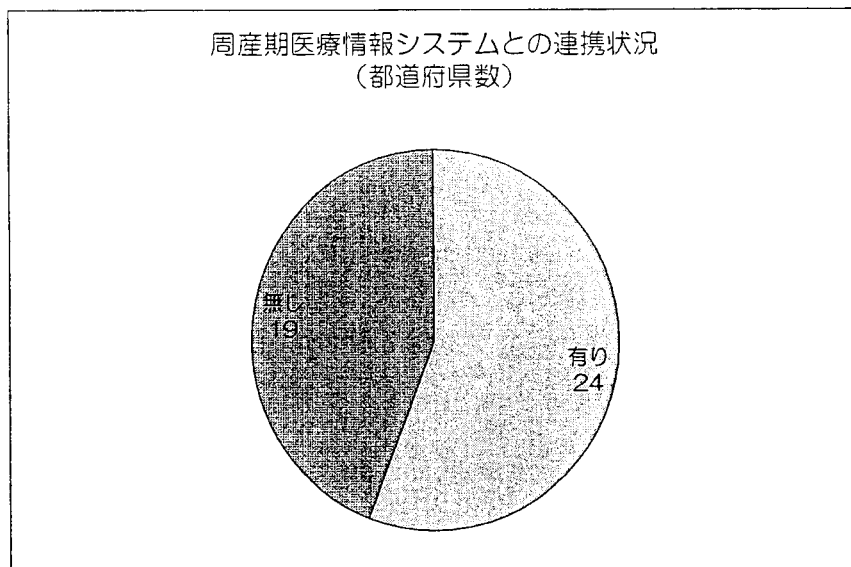


### (4) 更新頻度を高めるために行った具体的工夫（主なもの）

- ・ 時間内に更新がない場合、システムにより自動督促、さらに更新がない場合は職員が電話にて再度督促を行っている
- ・ 医師会報等を活用した入力更新の周知
- ・ 最新の状況を入力するように定期的に依頼、入力訓練の実施
- ・ 参加している医療機関に訪問して個別に要請
- ・ システムリニューアルにより、医療機関が入力しやすい画面構成・機能強化を図ったほか、専用端末を廃止して、全機能インターネット運用とし、どのパソコンや携帯電話からでも入力を可能とした
- ・ システムに自動督促機能を付加するとともに、医療機関が入力困難な場合は状況を聴取し代行入力を実施
- ・ 各医療機関の入力体制及び連絡網の整備（責任体制及び入力者の明確化）

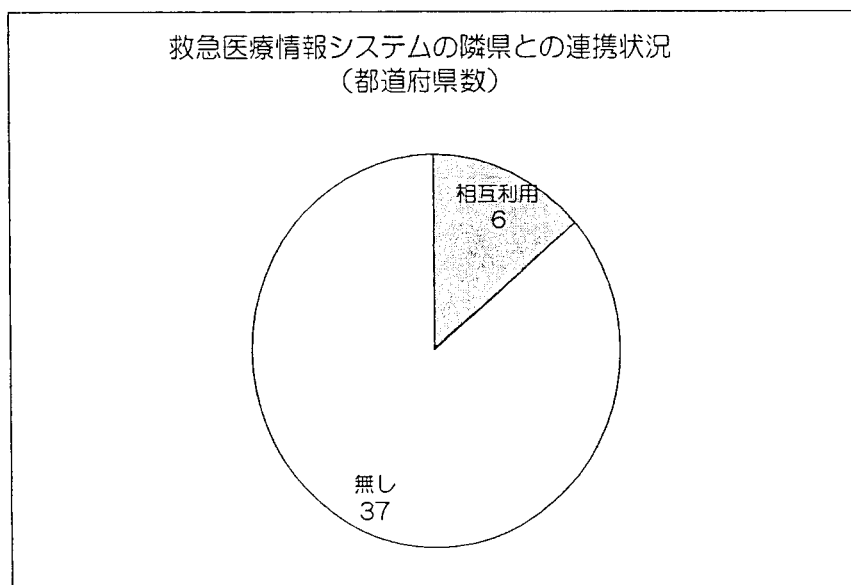
(5) 周産期医療情報システムが使用（閲覧）できるか

救急医療情報システムから周産期医療情報システムが使用（閲覧）できる  
ところは24県である。



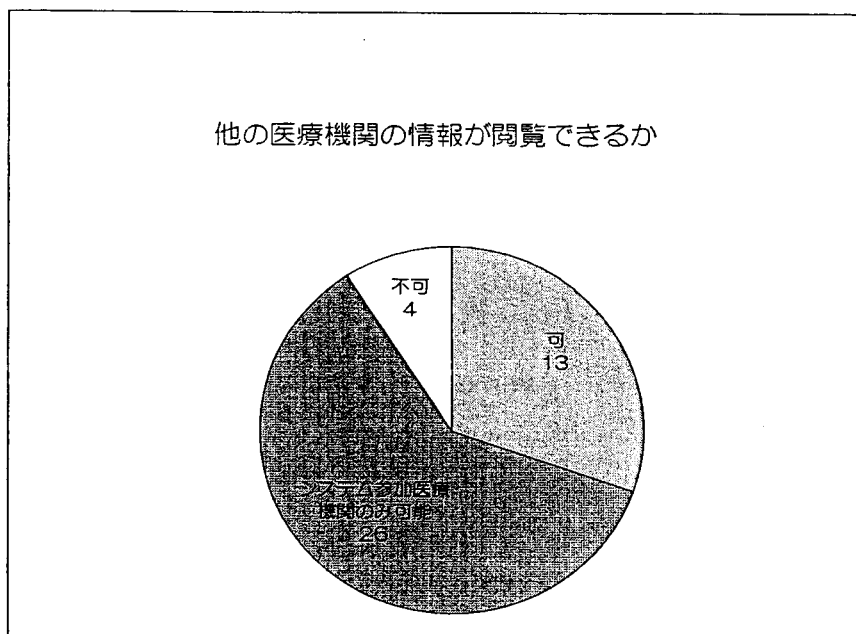
(6) 隣県の救急医療情報システムが使用（閲覧）できるか（隣接県との連携）

隣接県と「相互利用」しているところが6県である。



(7) 医療機関から情報が閲覧できるか

県内の医療機関が情報を閲覧できる場所は39県であり、そのうち、システム参加医療機関のみ可能であるところは26県である。



(8) 救急医療情報の提供体制において課題と考えている事項（主なもの）

- ・ 医療機関の応需情報の入力率の向上
- ・ 本県のシステムは、医療機関において活用されているが、救急搬送を担う消防本部では主たる手段として活用されない。活用されていない理由等を分析した上で、有効活用されるシステムへの改良が課題
- ・ 情報の即時性を求めると、参加医療機関へより一層の協力を求めることになるが、医療機関の負担増につながるため困難であり今後の課題
- ・ 全ての近隣府県との情報システムのリンクが有効と考えているが、一部実施できていない
- ・ 隣県との情報共有、システムの連携
- ・ 最終的に救急搬送機関が搬送先医療機関を決定するにあたっては直接相互に電話等で確認を行う必要があることから、平時において、救急医療機関と救急搬送機関のヒューマンネットワーク構築が必要

# 19. 周産期医療体制の現状

## 周産期医療体制図

**総合周産期母子医療センター**

★整備方針：3次医療圏に1か所(NICU 9床以上・MFICU 6床以上)

★機能

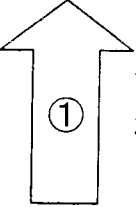
- ① 出生体重 1,000グラム以下、在胎27週以下の児や新生児外科、切迫早産等の重症母・児に対する極めて高度の医療を提供する施設
- ② ドクターカーを保有し、要請のあった地域の医療機関へ派遣する。
- ③ 地域のNICU等の空床状況等を把握し、即時的な情報等を提供するための情報ネットワークシステムを整備する。
- ④ 研究や教育の援助、地域周産期医療データの分析・評価を行う。

**ドクターカー**  
(医師、看護師同乗)

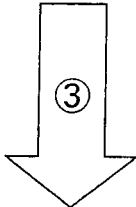
②

要請

出動



母体及び新生児の受入  
要請・搬送



地域の空床  
情報の提供

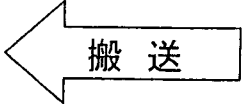
④

④

地域周産期母子医療センター
地域周産期母子医療センター
地域周産期母子医療センター

★整備方針：総合周産期母子医療センター1か所に対し、数か所整備

★機能 ◇ 人工呼吸器を用いた呼吸管理や痙攣に対する常時の治療、糖尿病等を有するハイリスク妊婦の分娩を行うなど比較的高度の医療を提供する施設



地域の医療機関等

- 病院
- 診療所
- 助産所

# 周産期医療体制の充実

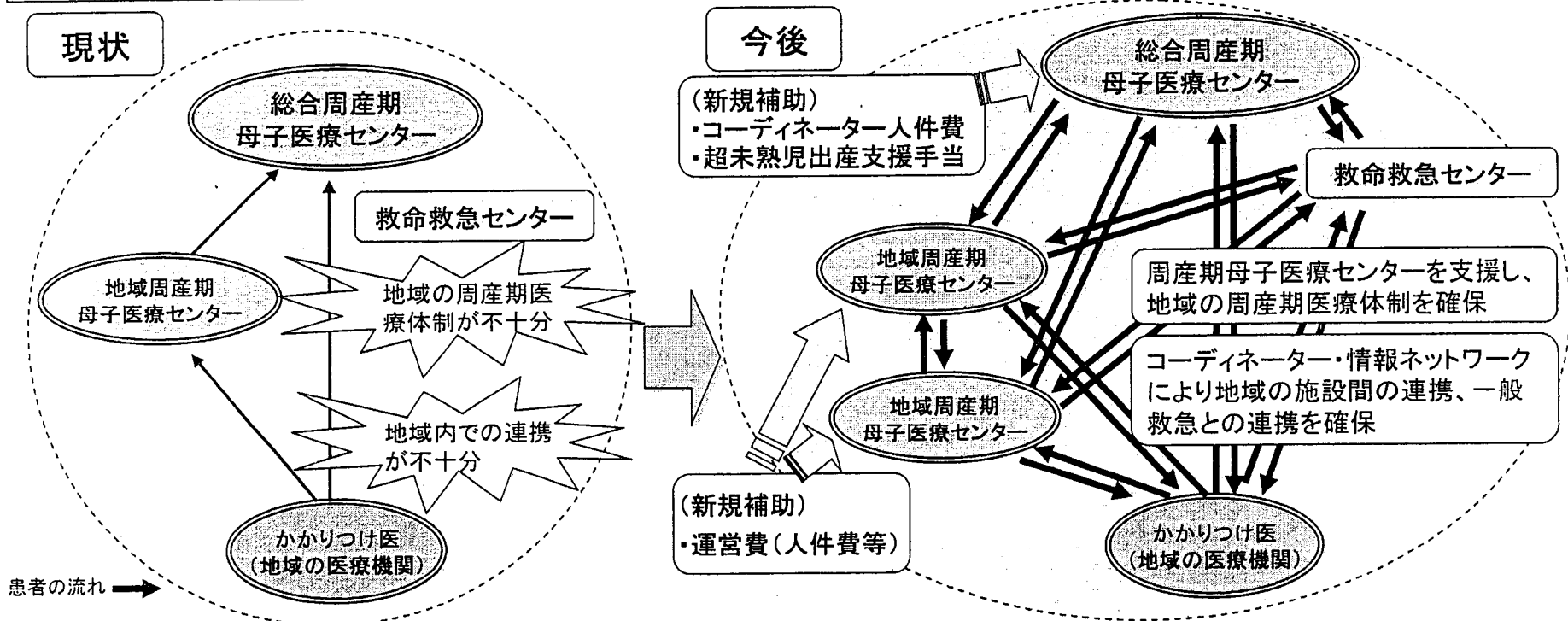
## ○安心できるお産体制の確保

- ・「総合周産期母子医療センター」(合併妊娠症、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児のリスクの高い妊娠を対象に、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う)に、超未熟児出産支援手当への一部補助を新たに実施
- ・「地域周産期母子医療センター」(出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理が必要な比較的高度な医療を提供)に、運営費(超未熟児出産支援手当を含む。)の一部補助を新たに実施

## ○地域の周産期医療施設間の連携、一般救急との連携の確保

- ・母体搬送コーディネーターの配置、情報ネットワークの整備

※ このほか、産科医療の確保に関して、産科医療を担う医師等に支払う分娩取扱手当に対する支援等を行う。



○周産期医療対策事業・・・救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療についての体制(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期医療情報センター等)を整備。

20. 周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会 報告書概要(案)  
～周産期救急医療における「安心」と「安全」の確保に向けて～

- 1 厚生労働省の組織の連携強化による縦割り解消
  - ・ 厚生労働省の救急医療担当と周産期医療担当の連携の更なる強化  
(平成21年1月1日 救急・周産期医療等対策室を設置)
  
- 2 周産期医療対策事業の見直し
  - ・ 周産期母子医療センターの指定基準について、地域のニーズに沿うよう幅を持たせつつ、中長期的視点にたって見直す
  - ・ 現行の周産期母子医療センターの診療機能を明示
  
- 3 救急医療・周産期医療に対する財政支援とドクターフィー
  - ・ 周産期母子医療センターについて、周産期医療に関する診療実績を客観的に評価する仕組みを検討
  - ・ 医師の活動に対するドクターフィーのあり方を検討
  - ・ 出産育児一時金の引き上げ
  - ・ 公務員である医師の兼業規程の運用について周知
  
- 4 地域におけるネットワーク
  - ・ 搬送元医療機関等に搬送する搬送体制（戻り搬送）を促進
  
- 5 医療機関等におけるリソースの維持・増強
  - ・ 出生1万人対25～30床を当面の目標として、地域の実情に応じたNICUを整備
  - ・ 後方病床拡充によるNICUの有効利用  
GCUや一般小児科病床等への手厚い看護職員配置による対応能力の強化。
  - ・ 全国の重症心身障害児施設等の後方病床や短期入所病床の整備を支援

・人的リソースの維持・拡充

適切に処遇するための医師への手当等に対する支援策を検討。当直翌日の勤務緩和、短時間正規雇用や交代勤務制等による勤務環境の改善を推進。新生児科の標榜や専門医の広告を認めることを検討。

6 救急患者搬送体制の整備

- ・救急患者の病態に応じた搬送・受入基準を作成
- ・重症患者に対応する医療機関を定め、地域の実情に応じた受入迅速化、円滑化の方策を検討・実施
- ・県境を越えた医療機関との救急搬送ネットワークを構築

7 搬送コーディネーター配置等による救急医療情報システムの整備

- ・情報通信技術の活用等により周産期救急情報システムを改良
- ・搬送コーディネーターを地域の中核医療機関又は情報センター等に配置

8 地域住民の理解と協力の確保

- ・地域住民への情報公開
- ・地域住民の啓発活動

住民主催の勉強会の開催など地域住民による主体的な取り組みを支援し、住民とともに地域の周産期医療を守っていくことが重要。

9 対策の効果の検証と改良サイクルの構築

- ・搬送先決定までの時間等のデータを収集し、地域ごとの実績を定期的に公表
- ・周産期救急医療を救急医療対策の中に位置づけるよう、医療計画に関する基本方針を改正

## 21. 総合周産期母子医療センターの整備状況について

現在、45都道府県において整備済み。各都道府県のセンターは下表のとおり。

※未整備県は、山形県、佐賀県。

平成20年8月1日現在

都道府県	施設名
北海道	総合病院釧路赤十字病院
	市立札幌病院
	函館中央病院
青森県	青森県立中央病院
岩手県	岩手医科大学附属病院
宮城県	仙台赤十字病院
秋田県	秋田赤十字病院
福島県	福島県立医科大学医学部附属病院
茨城県	総合病院土浦協同病院
	筑波大学附属病院
栃木県	自治医科大学附属病院
	獨協医科大学病院
群馬県	群馬県立小児医療センター
埼玉県	埼玉医科大学総合医療センター
千葉県	亀田総合病院
	東京女子医科大学附属八千代医療センター
東京都	東京都都立墨東病院
	母子愛育会附属愛育病院
	東京女子医科大学病院
	東邦大学医学部附属大森病院
	帝京大学医学部附属病院
	杏林大学医学部附属病院
	日本赤十字社医療センター
	日本大学医学部附属板橋病院
	昭和大学病院
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
	北里大学病院
	東海大学医学部附属病院
	横浜市立大学附属市民総合医療センター
新潟県	長岡赤十字病院
	新潟市民病院
富山県	富山県立中央病院
石川県	石川県立中央病院
福井県	福井県立病院
山梨県	山梨県立中央病院
長野県	長野県立こども病院
岐阜県	岐阜県総合医療センター

都道府県	施設名
静岡県	聖隷浜松病院
	順天堂大学医学部付属静岡病院
愛知県	名古屋第一赤十字病院
三重県	国立病院機構三重中央医療センター
滋賀県	大津赤十字病院
京都府	京都第一赤十字病院
大阪府	大阪府立母子保健総合医療センター
	高槻病院
	愛染橋病院
	関西医科大学附属枚方病院
	大阪大学医学部附属病院
兵庫県	兵庫県立こども病院
奈良県	奈良県立医科大学付属病院
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根県立中央病院
岡山県	倉敷中央病院
	国立病院機構岡山医療センター
広島県	県立広島病院
	広島市民病院
山口県	山口県立総合医療センター
徳島県	徳島大学病院
香川県	国立病院機構香川小児病院
	香川大学医学部附属病院
愛媛県	愛媛県立中央病院
高知県	高知県・高知市企業団立高知医療センター
福岡県	福岡大学病院
	久留米大学病院
	聖マリア病院
	北九州市立医療センター
	九州大学病院
長崎県	国立病院機構長崎医療センター
熊本県	熊本市立熊本市民病院
大分県	大分県立病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島市立病院
沖縄県	沖縄県立中部病院
	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
45都道府県 75か所	